

第 2 章

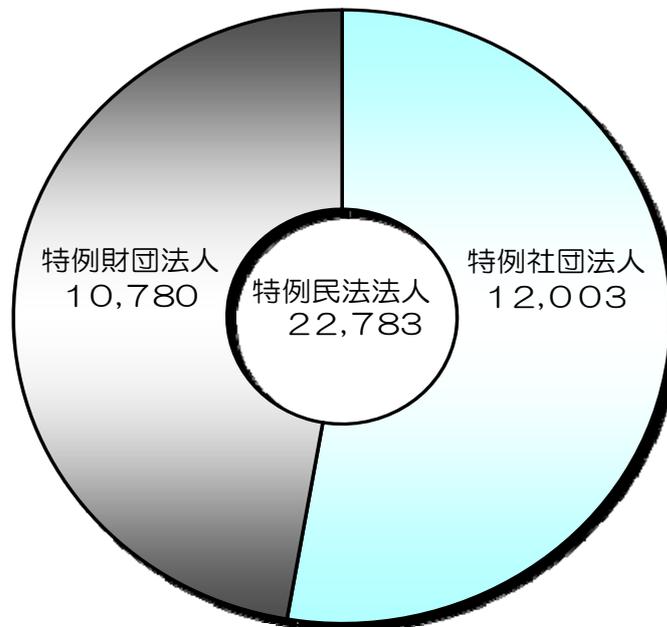
特例民法法人の現況

第 1 節 基礎的事項

1. 特例民法法人の数

平成 22 年 12 月 1 日現在の特例民法法人数は 22,783 法人であり、うち特例社団法人が 12,003 法人、特例財団法人が 10,780 法人である（図 2-1-1）。

図 2-1-1 特例民法法人数



すべての特例民法法人（平成 20 年 12 月 1 日より前は公益法人。以下同じ。）は、その目的・事業の内容や活動の範囲によって、各所管官庁の監督を受けている。所管官庁は、まず、国と都道府県とに区分される。さらに、国は、本省庁（民法上の主務官庁（1 府 11 省）及び内閣府の外局）と地方支分部局（金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省）とに区分され、都道府県は、都道府県知事と都道府県教育委員会とに区分される。

なお、目的・事業の内容が、複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることになる。このように、複数の官庁の指導監督等を受けている特例民法法人があることから、所管官庁ごとの特例民法法人数の単純な合計数（延べ数）は、所管官庁間の共管重複分だけ実際の特例民法法人数（実数）よりも多くなる。

所管類型ごと法人数（実数）を示したものが図 2-1-2、また、所管官庁別法人数を示したものが表 2-1-3 である。

図2-1-2 所管類型別法人数

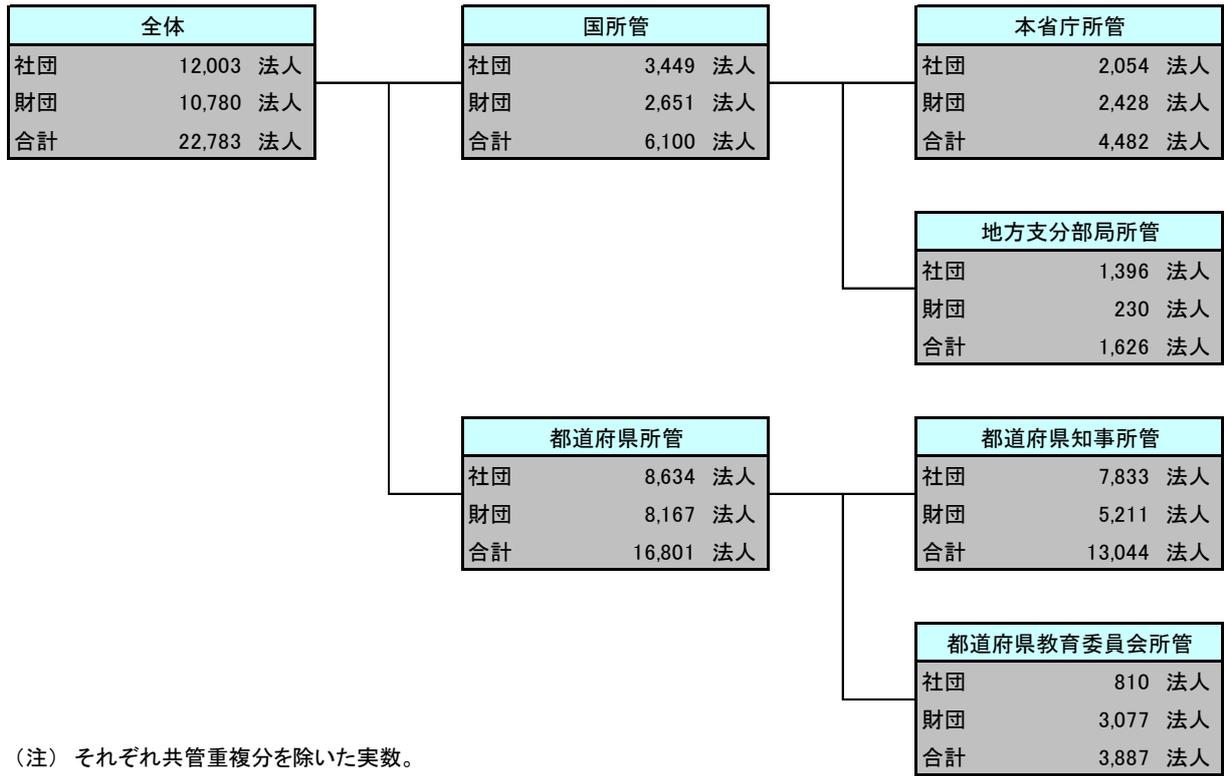


表2-1-3 所管官庁別法人数

■総計

	延べ数				実数			
	社団	財団	合計	前年合計	社団	財団	合計	前年合計
国所管	3,634	2,889	6,523	6,955	3,449	2,651	6,100	6,493
都道府県所管	8,643	8,288	16,931	17,627	8,634	8,167	16,801	17,489
合計	12,277	11,177	23,454	24,582	12,003	10,780	22,783	23,856

■国所管

	本省庁			地方支分部局			省庁別合計			省庁別前年合計
	社団	財団	合計	社団	財団	合計	社団	財団	合計	
内閣府	33	36	69	-	-	-	33	36	69	78
警察庁	22	23	45	-	-	-	22	23	45	48
金融庁	32	13	45	76	1	77	108	14	122	128
消費者庁	11	1	12	-	-	-	11	1	12	15
総務省	64	144	208	57	9	66	121	153	274	283
法務省	106	24	130	-	-	-	106	24	130	135
外務省	87	107	194	-	-	-	87	107	194	214
財務省	16	28	44	649	2	651	665	30	695	703
文部科学省	577	1,158	1,735	-	-	-	577	1,158	1,735	1,911
厚生労働省	269	376	645	221	90	311	490	466	956	1,028
農林水産省	260	141	401	-	-	-	260	141	401	414
経済産業省	414	300	714	-	-	-	414	300	714	785
国土交通省	291	251	542	402	126	528	692	377	1,069	1,098
環境省	39	43	82	1	2	3	40	45	85	92
防衛省	7	14	21	-	-	-	7	14	21	22
省庁合計	2,054	2,428	4,482	1,396	230	1,626	3,449	2,651	6,100	6,493

(注) 省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数。

■都道府県所管

	知 事			教育委員会			都道府県別合計			都道府県別 前年合計
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	
北 海 道	441	218	659	13	106	119	454	320	774	812
青 森 県	150	76	226	16	81	97	166	156	322	336
岩 手 県	160	81	241	14	49	63	174	130	304	312
宮 城 県	141	102	243	15	53	68	156	155	311	322
秋 田 県	142	65	207	4	30	34	146	95	241	249
山 形 県	133	68	201	14	99	113	147	163	310	316
福 島 県	163	117	280	7	61	68	170	177	347	356
茨 城 県	173	120	293	5	35	40	178	153	331	346
栃 木 県	129	85	214	12	59	71	140	134	274	286
群 馬 県	166	103	269	12	34	46	178	136	314	330
埼 玉 県	241	131	372	7	42	49	248	170	418	432
千 葉 県	214	147	361	12	65	77	226	206	432	438
東 京 都	344	172	516	44	212	256	387	374	761	817
神 奈 川 県	265	191	456	32	94	126	296	278	574	601
新 潟 県	186	145	331	18	60	78	204	202	406	418
富 山 県	111	85	196	3	52	55	114	132	246	250
石 川 県	139	116	255	12	56	68	151	168	319	330
福 井 県	135	85	220	9	42	51	144	121	265	273
山 梨 県	100	60	160	8	39	47	108	97	205	210
長 野 県	181	108	289	43	89	132	224	197	421	435
岐 阜 県	163	100	263	9	66	75	172	163	335	346
静 岡 県	214	115	329	143	64	207	354	177	531	553
愛 知 県	244	160	404	8	92	100	252	249	501	522
三 重 県	121	78	199	25	47	72	146	119	265	270
滋 賀 県	121	84	205	4	61	65	125	137	262	275
京 都 府	169	140	309	19	169	188	188	306	494	513
大 阪 府	360	267	627	35	150	185	394	414	808	853
兵 庫 県	204	163	367	37	122	159	241	280	521	565
奈 良 県	108	132	240	9	31	40	117	163	280	294
和 歌 山 県	109	62	171	35	56	91	144	118	262	273
鳥 取 県	79	70	149	3	34	37	82	104	186	193
島 根 県	118	96	214	7	51	58	125	145	270	279
岡 山 県	179	172	351	5	47	52	183	217	400	406
広 島 県	176	160	336	20	79	99	195	238	433	456
山 口 県	185	101	286	15	63	78	200	163	363	373
徳 島 県	98	66	164	9	18	27	107	84	191	197
香 川 県	95	87	182	6	54	60	101	139	240	252
愛 媛 県	98	76	174	12	62	74	110	135	245	253
高 知 県	119	93	212	13	60	73	132	153	285	293
福 岡 県	261	183	444	22	121	143	283	304	587	612
佐 賀 県	91	64	155	8	38	46	99	99	198	208
長 崎 県	158	92	250	6	35	41	164	126	290	305
熊 本 県	124	67	191	7	43	50	131	110	241	246
大 分 県	133	83	216	13	29	42	146	111	257	271
宮 崎 県	131	70	201	7	32	39	138	102	240	249
鹿 児 島 県	148	78	226	11	60	71	159	137	296	313
沖 縄 県	113	77	190	22	35	57	135	110	245	250
都 道 府 県 合 計	7,833	5,211	13,044	810	3,077	3,887	8,634	8,167	16,801	17,489

(注) 都道府県別合計は、知事と教育委員会との共管を除いた実数。

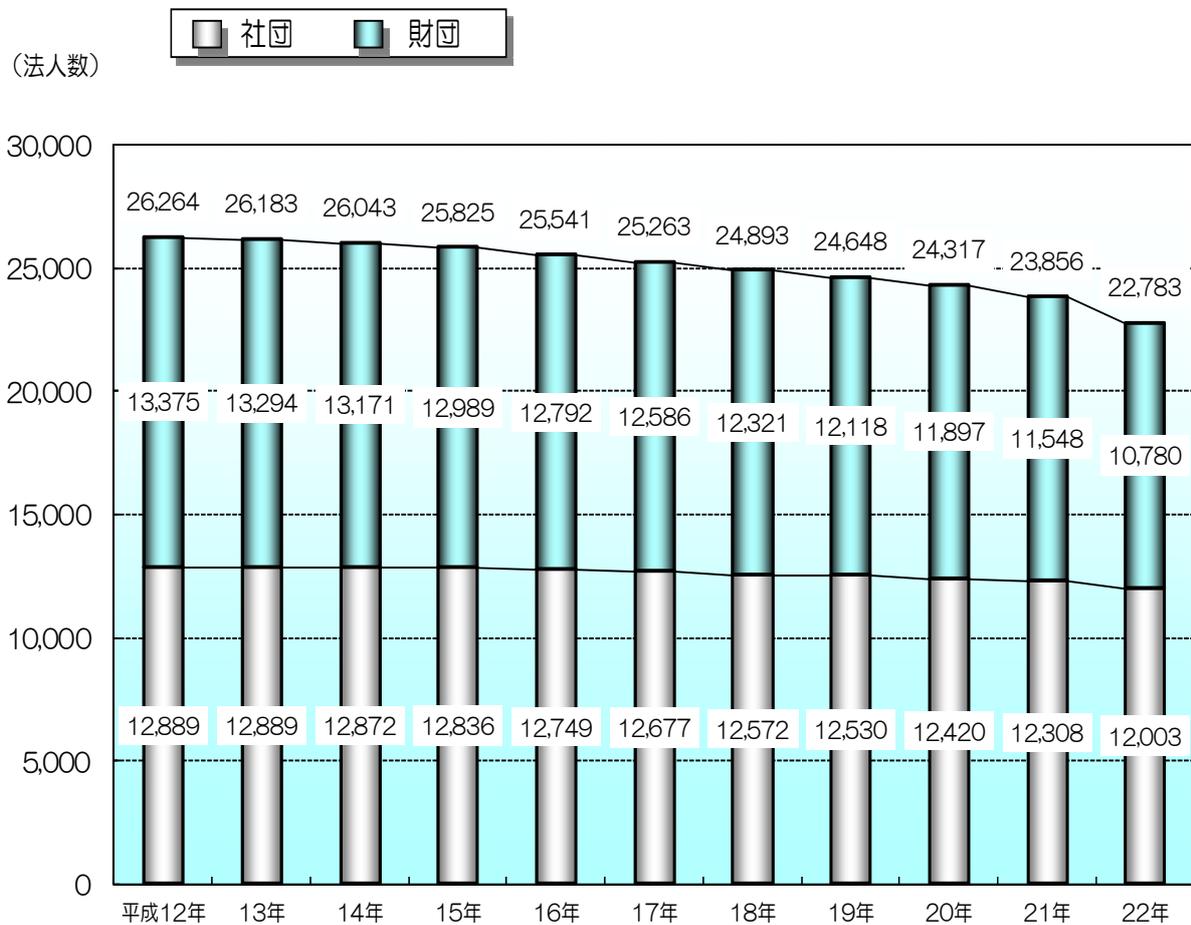
2. 法人数の推移

特例民法法人数(実数)の推移は、図2-1-4のとおりである。公益法人の数は、平成10年の26,380法人をピークに減少に転じ、平成22年12月1日現在の特例民法法人数は、前年12月1日現在の従前の公益法人数に比べ、全体で1,073法人(4.7%)減少した。

国所管法人は393法人(6.4%)減少し、都道府県所管法人も688法人(4.1%)減少した(うち、8法人は、国と都道府県の共管法人)。なお、このうち新制度の法人に移行した法人は606法人(うち、公益認定法人476法人、一般法人130法人)である。

※なお、新公益法人制度が施行された平成20年12月1日以降は特例民法法人が新設されることはない。

図2-1-4 法人数の推移



※各年の数値は、調査年12月1日(平成19年以前については10月1日)現在における法人数である。

2-1 減少事由別法人数

平成13年以降の減少法人数は、表2-1-5のとおり。

表2-1-5 減少法人数

		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
国所管	社団	30	39	54	85	34	44	35	42	43	130
	財団	32	39	44	46	42	48	42	70	85	263
	合計	62	78	98	131	76	92	77	112	128	393
都道府県所管	社団	87	83	118	76	136	193	97	137	67	185
	財団	153	153	226	195	212	260	196	172	256	503
	合計	240	236	344	271	348	453	293	309	323	688
全体	社団	116	120	170	161	169	217	123	179	110	309
	財団	183	192	269	241	253	308	238	242	341	764
	合計	299	312	439	402	422	525	361	421	451	1,073

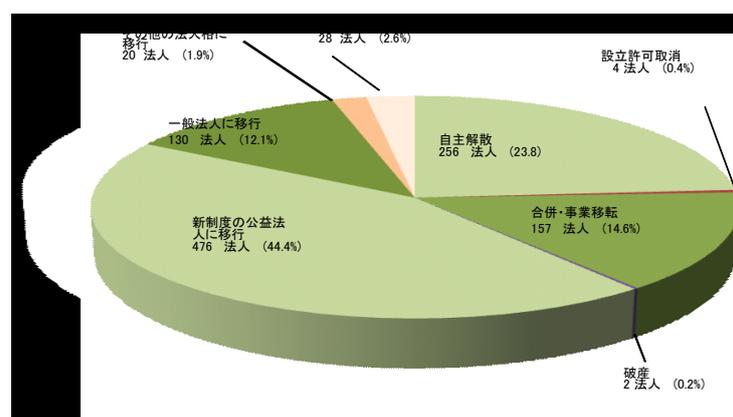
※ 各年の数値は、平成19年までは調査年の前年10月2日から調査年10月1日までの間、平成20年については調査年の前年の10月2日から調査年の12月1日までの間、平成21年以降については調査年の前年の12月2日から調査年の12月1日までの間における減少法人数。

※ 国所管と都道府県所管の合計は、共管重複分を除いた実数。

図2-1-6は、平成22年に減少した1,073法人について、その減少事由を分類したものである。なお、この分類は、旧民法に規定されていた解散事由とは異なる。

- ① 「自主解散」とは、定款に定められた解散事由の発生、社員総会の決議のように法人が自らの意思により解散した場合であり、256法人（23.8%）であった。
- ② 「設立許可取消」とは、所管官庁が旧民法第71条に基づいて設立許可を取り消した場合であり、4法人（0.4%）であった。
- ③ 「合併・事業移転」とは、法律に基づく合併のほか、特に地方自治体が出えん等を行って設立したいわゆる外郭団体的法人の整理・統廃合等に伴い解散した場合を実態的に見て区分したものを含め、157法人（14.6%）であった。
- ④ 「破産」とは、破産法〔平成16年法律第75号〕の規定に従い破産手続開始の決定を受け解散した場合であり、2法人（0.2%）であった。
- ⑤ 「新制度の公益法人に移行」とは、新公益法人制度の施行により、公益認定法人への移行の場合であり、476法人（44.4%）であった。
- ⑥ 「一般法人に移行」とは、新公益法人制度の施行により、一般法人への移行の場合であり、130法人（12.1%）であった。
- ⑦ 「その他の法人格に移行」とは、社会福祉法人等への組織変更の場合であり、20法人（1.9%）であった。
- ⑧ 「その他」とは、地方自治法〔昭和22年法律第67号〕に基づく地縁による団体等への移行の場合であり、28法人（2.6%）であった。

図2-1-6 減少事由別法人数



3. 法人の分類

3-1. 性格別法人数

特例民法法人の中には、法人格を取得する手段が旧民法第34条に限られたために設立を認められた法人や、設立を許可された時点においては公益性があると判断されていたが、指導監督基準に照らすと公益性に乏しい法人又は公益性が認められない法人も存在している。

表2-1-7は、各所管官庁が、公益性に関する基準から判断して、所管法人を①本来の公益法人、②互助・共済団体等、③営利法人等転換候補及び④その他の4類型に分類したものである。

表2-1-7 性格別法人数

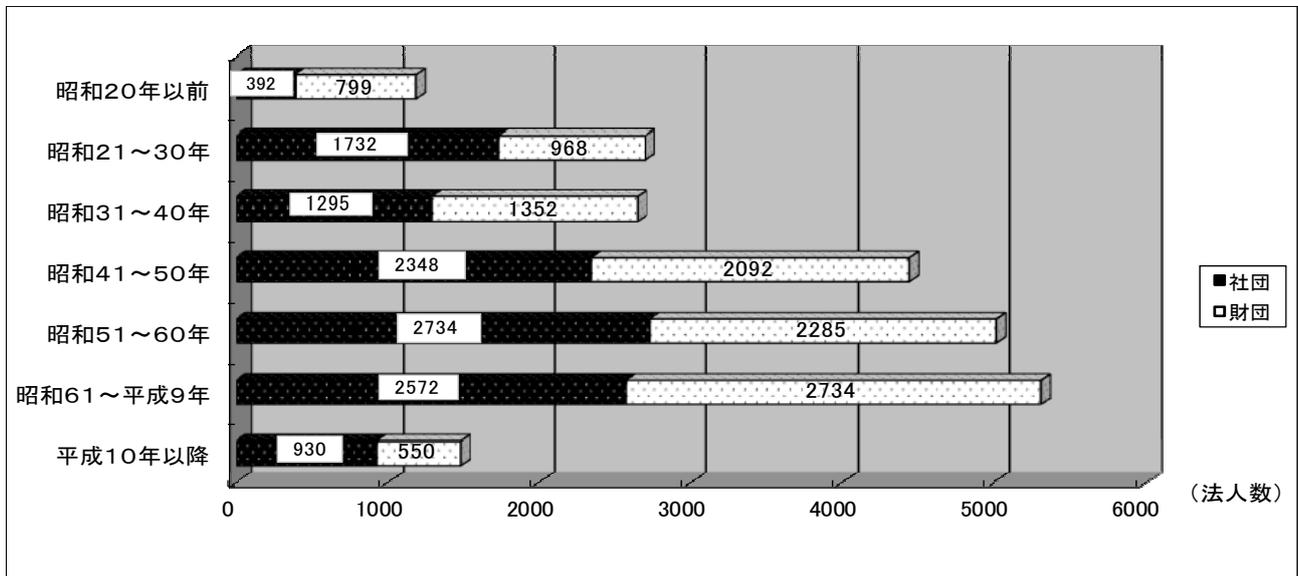
所管官庁	法人種別	法人数	性格別法人数				その他
			本公益法人	の互助・共済団体等	営利法人等転換候補	その他	
国所管	社団	3,449	3,305	142	1	1	
	財団	2,651	2,626	24	1	0	
都道府県所管	社団	8,634	5,992	2,564	15	63	
	財団	8,167	7,412	669	7	79	
合計		22,783	19,220	3,396	24	143	
		比率(%)	84.4	14.9	0.1	0.6	

3-2. 設立年代別法人数

設立年代別の法人数及び特例社団法人・特例財団法人の比率を示したものが図2-1-8である。これは、平成22年12月1日現在において活動中である法人を、設立許可された年ごとに集計したものであり、かつて存在していたが現在は解散、あるいは休眠化等により活動していない法人は含まれていないため、各年に設立許可された法人数とは異なる。

「昭和20年以前」について見ると、明治期設立が195法人、大正期設立が317法人、昭和元年から20年設立が678法人である。なお、今回の調査で把握した最も設立の古い法人は、明治17年2月21日（旧民法施行前）に設立された特例社団法人報徳遠譲社第三分社船明東社（静岡県教育委員会所管）である。

図2-1-8 設立年代別法人数



3-3. 設立目的別法人数

特例民法法人の設立目的を、①生活一般、②教育・学術・文化、③政治・行政及び④産業の4分野にまず区分し、更に小分類項目に区分したものが表2-1-9である。特例民法法人概況調査においては、小分類の中から主たる設立目的を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数とは一致していない。また、大別した4分野の法人数は、小分類項目の法人数の単純合計であり、割合欄の数値は延べ法人数（23,454法人）に対する百分率である。

大別した4分類では、「生活一般」が12,859法人（54.8%）と最多であり、「教育・学術・文化」が9,619人（41.0%）、「産業」が6,349法人（27.1%）、「政治・行政」が2,734法人（11.7%）と続いている。

表2-1-9 設立目的別法人数

	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	23,454	-	3,635	2,888	8,643	8,288
生活一般の小計	12,859	54.8	1,156	1,025	6,123	4,555
家庭生活	160	0.7	8	12	108	32
保健・衛生・医療	3,760	16.0	190	303	2,463	804
体育・レクリエーション	1,524	6.5	169	147	349	859
保育	166	0.7	4	1	14	147
福祉・援護	1,729	7.4	86	139	656	848
職業・労働	2,029	8.7	294	113	1,283	339
福利・共済	1,025	4.4	53	137	329	506
居住・生活環境	979	4.2	81	66	285	547
安全	867	3.7	146	54	408	259
その他の生活一般	620	2.6	125	53	228	214
教育・学術・文化の小計	9,619	41.0	1,169	2,248	1,790	4,412
教育	2,646	11.3	205	375	654	1,412
英学・奨学	1,328	5.7	27	358	56	887
学術・研究	1,716	7.3	366	679	323	348
文化・芸術	1,776	7.6	179	247	202	1,148
報道・出版	287	1.2	127	82	45	33
宗教関係	186	0.8	13	47	19	107
国際交流	975	4.2	212	388	167	208
その他の教育学術	705	3.0	40	72	324	269
政治・行政の小計	2,734	11.7	941	365	653	775
政治・行政	254	1.1	50	50	82	72
財政・経済	807	3.4	693	32	66	16
総合計画	79	0.3	13	21	14	31
地方行政	602	2.6	32	52	155	363
自然・環境	461	2.0	46	73	156	186
国際関係	304	1.3	74	120	61	49
その他の政治行政	227	1.0	33	17	119	58
産業の小計	6,349	27.1	1,679	740	2,641	1,289
金融・保険	146	0.6	115	21	2	8
農林水産	1,845	7.9	245	110	891	599
通商産業	1,691	7.2	379	242	687	383
運輸・交通	586	2.5	408	127	38	13
建設	890	3.8	158	50	590	92
通信	186	0.8	96	48	38	4
情報	565	2.4	197	99	169	100
その他の産業	440	1.9	81	43	226	90
合 計	31,561	-	4,945	4,378	11,207	11,031

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

3-4. 事業種別法人数

特例民法法人の設立目的を達成するために行う事業内容に従って分類したものが表2-1-10である。特例民法法人概況調査では、主たる設立目的の一つに対して、主たる事業内容を2種類以内で記入することとしているため、合計数は設立目的における法人数よりも多くなっている。また、割合欄の数値は延べ法人数（23,454法人）に対する百分率である。

事業の種類として一番多く挙げられたのは、「指導・育成」で14,740法人（62.8%）、次に多いのが「振興・奨励」で11,420法人（48.7%）、以下、「調査・研究」の10,374法人（44.2%）、「普及・広報」の7,607法人（32.4%）と続いている。

表2-1-10 事業種別法人数

	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	23,454	—	3,635	2,888	8,643	8,288
振興・奨励の小計	11,420	48.7	760	1,877	3,273	5,510
振 興	5,113	21.8	433	461	2,126	2,093
助 成 ・ 給 付	3,960	16.9	126	1,041	490	2,303
貸 与	556	2.4	17	84	69	386
表 彰	536	2.3	68	159	106	203
信 用 保 証	95	0.4	19	15	25	36
その他の振興・奨励	1,160	4.9	97	117	457	489
指導・育成の小計	14,740	62.8	2,315	1,319	7,461	3,645
教 育 ・ 訓 練	2,591	11.0	398	298	1,145	750
相 談	1,224	5.2	132	104	593	395
研 修 会 ・ 講 習 会	7,149	30.5	1,272	605	3,814	1,458
その他の指導・育成	3,776	16.1	513	312	1,909	1,042
調査・研究の小計	10,374	44.2	2,853	2,006	3,489	2,026
研 究	4,083	17.4	1,202	877	1,206	798
情 報 の 収 集	2,203	9.4	607	367	813	416
情報資料の作成・分析等	1,004	4.3	313	230	281	180
その他の調査・研究	3,084	13.1	731	532	1,189	632
普及・広報の小計	7,607	32.4	2,318	1,126	2,485	1,678
普 及	4,519	19.3	1,406	567	1,492	1,054
雑 誌 ・ 図 書 の 出 版	837	3.6	317	269	109	142
説 明 会	226	1.0	140	16	52	18
その他の普及・広報	2,025	8.6	455	274	832	464
検査・検定の小計	952	4.1	199	276	262	215
検 査 ・ 検 定	544	2.3	65	143	185	151
資 格 の 付 与 ・ 指 定	180	0.8	98	55	16	11
証 明	108	0.5	19	46	28	15
その他の検査・検定	120	0.5	17	32	33	38
交流の小計	2,473	10.5	501	594	938	440
連 絡	269	1.1	93	19	123	34
国 内 交 流	492	2.1	72	61	270	89
国 際 交 流	1,225	5.2	295	473	233	224
その他の交流	487	2.1	41	41	312	93
共済の小計	936	4.0	51	70	381	434
共 済	559	2.4	35	39	189	296
補 償	126	0.5	9	14	69	34
その他の共済	251	1.1	7	17	123	104
施設の運営の小計	5,471	23.3	139	464	769	4,099
会 館 ・ 施 設 の 建 設	306	1.3	29	44	62	171
会 館 ・ 施 設 の 管 理	2,691	11.5	36	160	341	2,154
会 館 ・ 施 設 の 貸 与	665	2.8	26	61	128	450
会 館 ・ 施 設 の 公 開	372	1.6	2	37	18	315
その他の施設の運営	1,437	6.1	46	162	220	1,009
その他	2,043	8.7	218	135	1,067	623
合 計	56,016	—	9,354	7,867	20,125	18,670

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

4. 特例社団法人における法律上の社員

社員とは、特例社団法人の法人格の基礎となる構成員（個人、団体（法人）を問わない。）のことであり、通常、会費等を払って法人運営（総会等）に参加している。

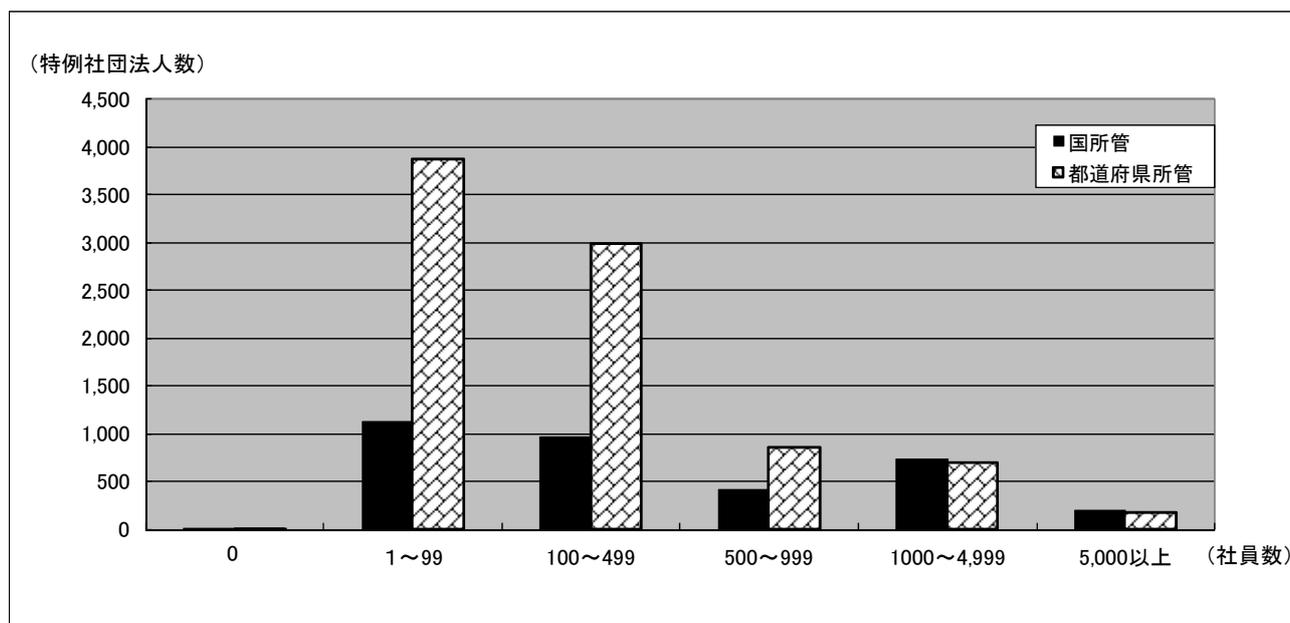
社員数の規模別法人数を示したものが図表2-1-11である。これによると、99社員以下の小規模法人が4,984法人と4割以上を占めている（この中に社員数0の法人が25法人含まれているが、社員の欠亡は法律上の解散事由に当たるため、清算手続きに入る必要がある。）。5,000社員以上を擁する法人は372法人で、このうち5万社員以上の法人も27法人あった。

1法人当たりの平均社員数は1,134社員であるが、これは一部の極めて規模の大きい法人が全体の平均を引き上げているためであり、中央値^(注)は147社員であった。

(注) 中央値とは、変数を大きさの順に並べたとき、中央で全数を2等分する境界点の数値。変数が偶数個のときには中央の2つの値の平均を中央値とする。

図表2-1-11 社員規模別法人数

所管官庁	社団法人数	社員規模別法人数						合計社員数	平均社員数
		0社員	1～99社員	100～499社員	500～999社員	1000～4,999社員	5,000社員以上		
国所管	3,449	4	1,123	968	421	740	193	7,781,731	2,256
都道府県所管	8,634	21	3,882	2,993	858	701	179	5,856,108	678
合計	12,003	25	4,959	3,952	1,261	1,434	372	13,608,502	1,134
	比率(%)	0.2	41.3	32.9	10.5	11.9	3.1		
前年合計	12,308	26	5,058	4,064	1,297	1,461	402	12,977,034	1,054
	比率(%)	0.2	41.1	33.0	10.5	11.9	3.3		



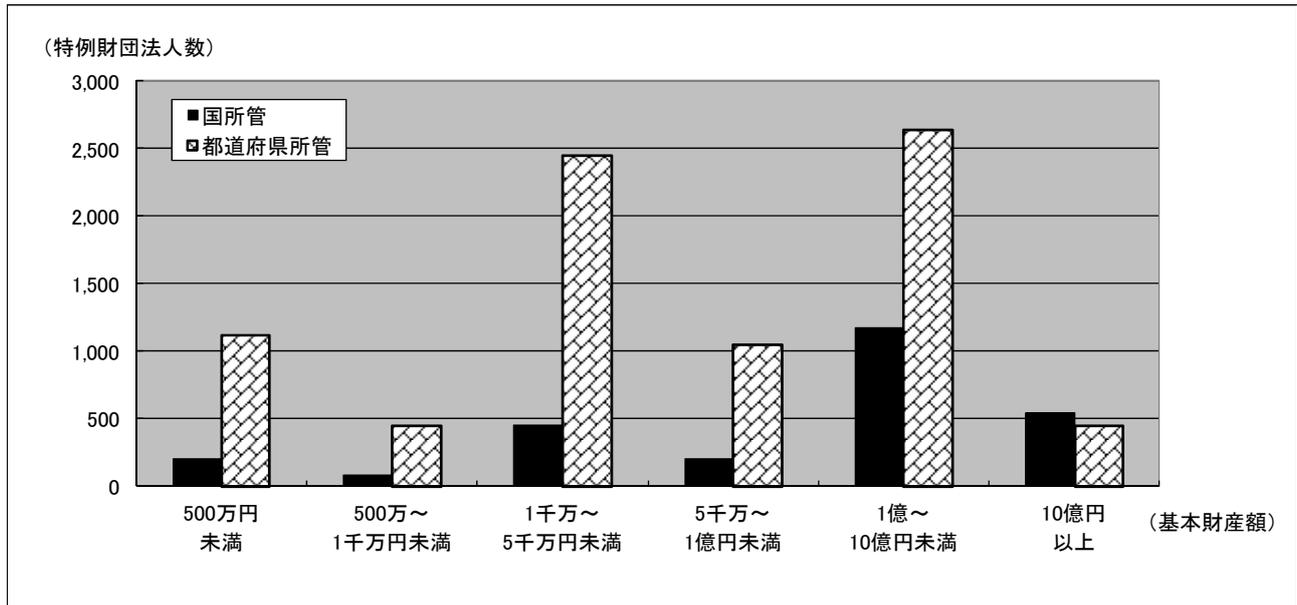
5. 特例財団法人における基本財産

基本財産とは、特例財団法人の法人格の基礎となる財産であり、公益活動を行うための基本となる重要な財産であるため、その管理運用に当たっては、基本財産の減少は厳に避ける必要がある。

基本財産の規模別法人数を示したものが図表2-1-12である。これによると、かなりばらつきがあることが分かる。

図表2-1-12 基本財産規模別法人数

所管官庁	特例財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産 合計金額 (百万円)	基本財産 平均金額 (百万円)
		500万円 未満	500万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円未満	1億円以上 10億円 未満	10億円 以上		
国 所 管	2,651	201	79	454	202	1,171	544	3,136,204	1,183
都道府県所管	8,167	1,120	451	2,452	1,054	2,636	454	3,962,636	485
合 計	10,780	1,317	528	2,890	1,252	3,796	997	7,092,973	658
	比率(%)	12.2	4.9	26.8	11.6	35.2	9.2		
前 年 合 計	11,548	1,400	556	3,031	1,332	4,098	1,131	6,092,795	528
	比率(%)	12.1	4.8	26.2	11.5	35.5	9.8		



第2節 個別事項の分析

1. 役職員の状況

(理事)

理事は、旧民法において法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っている。このため、指導監督基準においては、理事の選出方法、定数、任期、構成、報酬等についての規定が設けられている。

指導監督基準

- ・ 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ・ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。

理事数の規模別に法人数を示したものが表2-2-1である。理事の合計は35万717人で、1法人あたりの平均理事数は15.4人、中央値は12人であり、平均値と中央値との乖離は小さい。最も多い区分は、10～19人の法人の10,522法人(46.2%)で半数近くを占めている。また、0～9人の法人も7,330法人(32.2%)と多く、3番目に多い20～29人の法人と合わせて全体の9割以上がこれらの範囲に収まっている。

表2-2-1 理事規模別法人数

所管官庁		法人数	理事規模別法人数						合計人数	平均人数
			0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上		
国所管	社団	3,449	323	1,151	877	440	232	426	95,659	27.7
	財団	2,651	1,107	1,180	264	72	20	8	33,242	12.5
都道府県所管	社団	8,634	1,828	4,845	1,428	350	97	86	134,744	15.6
	財団	8,167	4,107	3,393	525	108	28	6	88,886	10.9
合計		22,783	7,330	10,522	3,067	961	377	526	350,717	15.4
		比率(%)	32.2	46.2	13.5	4.2	1.7	2.3		
前年合計		23,856	7,595	11,030	3,257	1,013	398	563	370,057	15.5
		比率(%)	31.8	46.2	13.7	4.2	1.7	2.4		

また、理事の任期について示したものが表2-2-2である。これによると、任期を2年又は2年未満としている法人が20,301法人(89.1%)と、全体の9割近くを占めている。

表2-2-2 理事任期別法人数

所管官庁		法人数	理事任期別法人数			
			任期の定め無し	2年未満	2年	2年超
国所管	社団	3,449	11	99	3,277	62
	財団	2,651	6	18	2,442	185
都道府県所管	社団	8,634	33	791	7,021	789
	財団	8,167	94	156	6,612	1,305
合計		22,783	144	1,064	19,237	2,338
		比率(%)	0.6	4.7	84.4	10.3

(常勤理事)

理事は、法人の業務の執行機関として法人の運営上重要な役割を担う機関であり、理事会等における重要な意思決定への参加という形で法人の運営に関わるものである。ただし、経常的な業務の執行は、通常、常勤理事（特例民法法人概況調査においては、最低でも週3日以上出勤している理事としている。）により行われることが多く、その規模別に法人数を示したものが表2-2-3である。

これによると、常勤理事の合計は17,240人、1法人当たりの平均常勤理事数は0.8人であった。

常勤理事がない法人が約5割であり、1人又は2人の法人と合わせて全体の9割以上の法人が常勤理事2人以下である。

表2-2-3 常勤理事規模別法人数

所管官庁		法人数	常勤理事規模別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	3,449	1,284	1,578	356	118	54	59	3,275	0.9
	財団	2,651	754	977	458	229	104	129	3,829	1.4
都道府 県所管	社団	8,634	5,518	2,647	304	77	31	57	4,148	0.5
	財団	8,167	4,168	2,750	815	240	94	100	6,112	0.7
合 計		22,783	11,658	7,926	1,919	661	281	338	17,240	0.8
		比率(%)	51.2	34.8	8.4	2.9	1.2	1.5		
前 年 合 計		23,856	12,154	8,229	2,077	724	321	351	18,367	0.8
		比率(%)	50.9	34.5	8.7	3.0	1.3	1.5		

(公務員出身理事)

特例民法法人概況調査においては、原則として、国又は都道府県の行政機関において常勤の職員として職務に従事した者を公務員出身者としている。公務員出身者が特例民法法人の理事として業務を執行している状況をまとめたものが表2-2-4である。

国所管法人の理事のうち、国家公務員出身者は2,889法人(国所管法人数(6,100法人)の47.4%)の6,812人(国所管法人の全理事数(128,901人)の5.3%)であった。一方、都道府県所管法人の理事のうち、都道府県公務員出身者は4,753法人(都道府県所管法人数(16,801法人)の28.3%)の12,287人(都道府県所管法人の全理事数(223,630人)の5.5%)であった。

次に、国所管法人の常勤理事のうち、国家公務員出身者は1,717法人(国所管法人数(6,100法人)の28.1%)の2,288人(国所管法人の全常勤理事数(7,104人)の32.2%)、国家公務員出身理事の33.6%)であった。一方、都道府県所管法人の常勤理事のうち、都道府県公務員出身者は2,238法人(都道府県所管法人数(16,801法人)の13.3%)の2,723人(都道府県所管法人の全常勤理事数(10,260人)の26.5%、都道府県公務員出身理事(12,287人)の22.2%)であった。

表2-2-4 公務員出身理事のいる法人数等

所管官庁		法人数	公務員出身理事		うち常勤	
			法人数	理事数	法人数	理事数
国 所 管	社団	3,449	1,480	3,228	1,007	1,192
	財団	2,651	1,409	3,584	710	1,096
	合計	6,100	2,889	6,812	1,717	2,288
都 道 府 県 所 管	社団	8,634	2,020	4,741	1,127	1,227
	財団	8,167	2,733	7,546	1,111	1,496
	合計	16,801	4,753	12,287	2,238	2,723

(所管官庁出身理事)

指導監督基準

理事のうち、所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

公務員出身理事のうち、所管官庁出身理事の数を示したものが表2-2-5である。

表2-2-5 所管官庁出身理事のいる法人数等

所管官庁		法人数	所管官庁出身理事			うち常勤	
			法人数	うち3分の1を超える法人	理事数	法人数	理事数
国所管	社団	3,449	1,269	3	2,498	899	1,055
	財団	2,651	1,132	7	2,557	657	1,005
	合計	6,100	2,401	10	5,055	1,556	2,060
都道府県所管	社団	8,634	1,470	93	3,477	861	935
	財団	8,167	2,129	327	6,076	894	1,222
	合計	16,801	3,599	420	9,553	1,755	2,157

国所管法人における所管官庁出身理事は、2,401法人（国所管法人数（6,100法人）の39.4%）の5,055人（国所管法人の全理事数（128,901人）の3.9%、国家公務員出身理事（6,812人）の74.2%）であった。一方、都道府県所管法人における所管官庁出身理事は、3,599法人（都道府県所管法人数（16,801法人）の21.4%）の9,553人（都道府県所管法人の全理事数（223,630人）の4.3%、都道府県公務員出身理事（12,287人）の77.7%）であった。

また、平成22年12月1日現在国所管法人のうち所管官庁出身者が理事現在数の3分の1を超えていた法人は10法人であったが、このうち9法人については平成23年7月1日までに超過状態を解消している。

また、都道府県所管法人で3分の1を超えていた法人（平成21年12月1日現在で444法人）は、平成22年12月1日現在で420法人である。

(同一親族・特定企業関係者理事)

指導監督基準

理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

同一親族の理事現在数に占める割合が3分の1を超えている法人は178法人（0.8%）、特定企業関係者の理事現在数に占める割合が3分の1を超えている法人は232法人（1.0%）であった（表2-2-6）。

表2-2-6 同一親族理事及び特定企業関係者理事の状況別法人数

■同一親族理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一親族理事のいる法人数	
				うち同一親族が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	3,449	211	2
	財団	2,651	329	14
都道府県所管	社団	8,634	167	18
	財団	8,167	934	144
合計		22,783	1,637	178
		比率(%)	7.2	0.8
前年合計		23,856	1,744	185
		比率(%)	7.3	0.8

■特定企業関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	特定企業関係者理事のいる法人数	
				うち特定企業関係者が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	3,449	413	15
	財団	2,651	596	40
都道府県所管	社団	8,634	233	44
	財団	8,167	721	136
合計		22,783	1,942	232
		比率(%)	8.5	1.0
前年合計		23,856	2,137	234
		比率(%)	9.0	1.0

(同一業界関係者理事)

指導監督基準

理事のうち、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。

同一業界関係者の理事現在数に占める割合が2分の1を超えている法人は5,766法人（全法人の25.3%）であり、都道府県所管の社団法人が多かった。これらの法人には、いわゆる互助会も含まれている。なお、理事全員が同一業界関係者である法人数は3,285法人であった（表2-2-7）。

表2-2-7 同一業界関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一業界関係者が理事現在数の1/2を超えている法人数	
				うち理事全員が同一業界関係者の法人数
国所管	社団	3,449	784	182
	財団	2,651	141	18
都道府県所管	社団	8,634	3,997	2,793
	財団	8,167	880	308
合計		22,783	5,766	3,285
		比率(%)	25.3	14.4
前年合計		23,856	5,841	3,309
		比率(%)	24.5	13.9

(監事)

指導監督基準

監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。

監事は、旧民法上は設置が任意とされているが、指導監督基準においては、監事を必ず設置することとされている。監事の人数を規模別に示したものが表2-2-8である。

これによると、監事の合計は50,000人、1法人当たりの平均は2.2人で、2人の法人が16,736法人(73.5%)と7割以上を占めている。

監事のうち、常勤監事(特例民法法人概況調査においては、最低でも週3日以上出勤している監事としている。)として日常業務に携わっている者の合計は322人、常勤監事がある法人数は274法人(全法人数の1.2%)であった〔資料38〕。

また、監事制度がない法人は47法人あった。今後移行する新たな公益法人制度において、財団法人は、監事を必ず置かなければならないとされている。

表2-2-8 監事規模別法人数

所管官庁		法人数	監事制度なし法人数	監事規模別法人数						監事合計人数	監事平均人数
				0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	3,449	1	3	122	2,074	1,097	100	52	8,231	2.4
	財団	2,651	0	12	259	2,059	287	20	14	5,394	2.0
都道府県所管	社団	8,634	13	12	227	6,301	1,861	155	65	19,389	2.2
	財団	8,167	33	21	448	6,384	1,152	85	44	17,244	2.1
合計		22,783	47	48	1,046	16,736	4,376	356	174	50,000	2.2
		比率(%)	0.2	0.2	4.6	73.5	19.2	1.6	0.8		
前年合計		23,856	52	43	1,073	17,546	4,589	368	185	52,392	2.2
		比率(%)	0.2	0.2	4.5	73.5	19.2	1.5	0.8		

(注) 1 監事平均人数は、監事制度なし法人数を除いた法人数についての平均人数。
2 合計は共管重複分を除く実数。

(外部監事)

指導監督基準

既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的な法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

外部監事の導入状況について示したものが表2-2-9である。

これによると、法人の性格が「互助・共済団体等」である法人は3,396法人であり、そのうち、外部監事を導入していない法人が2,104法人(62.0%)となっている。これらの法人の所管官庁においては、外部監事制度の導入又は一般法人等への移行に向け、引き続き強力な指導が必要である。

表2-2-9 外部監事導入の有無別法人数

所管官庁		法人の性格が「互助・共済団体等」である法人数		
		うち外部監事制度がある法人数	うち外部監事制度がない法人数	
国所管	社団	142	123	19
	財団	24	15	9
都道府県所管	社団	2,564	937	1,627
	財団	669	218	451
合計		3,396	1,292	2,104
		比率(%)	38.0	62.0
前年合計		3,494	1,318	2,176
		比率(%)	37.7	62.3

（公認会計士等による監査の実施状況）

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、各府省は、資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の所管特例民法法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請を行っており、各都道府県においても、同様の要請を行っている。

平成21年度決算ベースで外部監査の要請の対象となる一定規模以上の国所管法人は982法人、このうち外部監査を受けた法人は730法人（対象法人の74.3%）であった（表2-2-10）。

表2-2-10 公認会計士等による監査を受けた法人数の推移

所管官庁	平成20年			平成21年			平成22年		
	対象法人数	実施法人数	割合	対象法人数	実施法人数	割合	対象法人数	実施法人数	割合
国所管	1,103	822	74.5	1,063	793	74.6	982	730	74.3
都道府県所管	1,726	436	25.3	1,664	434	26.1	1,583	419	26.5
合計	2,811	1,249	44.4	2,710	1,218	44.9	2,549	1,140	44.7

（注）「法人数」は、共管重複分を除いた実数。

（現職公務員理事・監事）

現職公務員の理事及び監事への就任状況を示したものが表2-2-11である。この表における現職公務員とは、所管官庁において職務に従事する常勤の公務員（公務員の身分を有する休職出向者を含み、国務大臣、副大臣、大臣政務官、都道府県知事、都道府県議会議員等を除く。）を指す。

まず、国所管法人の理事のうち、現職国家公務員は29法人の37人、都道府県所管法人の理事のうち、現職都道府県公務員は2,336法人の5,122人である。

次に、国所管法人の監事のうち、現職国家公務員は6法人の6人、都道府県所管法人の監事のうち、現職都道府県公務員は674法人の812人であった。

表2-2-11 現職公務員理事又は監事のいる法人数及び人数

所管官庁	法人数	理事		監事		役員合計		前年役員合計	
		法人数	理事数	法人数	監事数	法人数	役員数	法人数	役員数
国所管	6,100	29	37	6	6	32	43	36	54
都道府県所管	16,801	2,336	5,122	674	812	2,412	5,934	2,534	6,221
合計	22,783	2,365	5,159	679	818	2,443	5,977	2,569	6,275

- (注) 1 役員合計は、理事と監事の合計。
 2 役員合計の法人数は、理事又は監事が1人以上いる法人の数。
 3 役員合計の役員数は、理事数と監事数の合計人数。

(現職議員理事)

現職の国会議員及び都道府県議会議員が特例民法法人の理事に就任している状況を示したものが表2-2-12である。

これによると、国所管法人の理事のうち、現職国会議員は122法人(前年比20法人減)の193人(前年比28人減)であった。また、都道府県所管法人の理事のうち、現職都道府県議会議員は622法人(前年比33法人減)の887人(前年比56人減)であった。

表2-2-12 現職国会議員・都道府県議会議員理事のいる法人数及び人数

所管官庁		法人数	現職議員理事		うち常勤	
			法人数	理事数	法人数	常勤理事数
国所管	社団	3,449	57	85	0	0
	財団	2,651	65	108	1	1
	合計	6,100	122	193	1	1
都道府県所管	社団	8,634	223	265	1	1
	財団	8,167	399	622	5	5
	合計	16,801	622	887	6	6
前年合計	国所管	6,493	142	221	0	0
	都道府県所管	17,489	655	943	6	7

(有給常勤役員の平均年間報酬額)**指導監督基準**

常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。

特例民法法人の定款においては、常勤の役員については有給とすることができる旨定められていることが多い。このような有給の役員(役員としての報酬を支給されていないが、職員としての給与を支給されている者を含む。)に対する年間報酬の1人当たり平均額の規模別法人数を示したものが表2-2-13である。

これによると、有給の役員がいる法人は9,504法人(全法人の41.7%)であり、常勤役員がいる法人数(11,125法人)の85.4%となっている。有給役員がいる法人の中では、平均年間報酬額が400万円以上800万円未満の法人が3,550法人(有給役員がいる法人の37.4%)と最も多く、次いで400万円未満の法人が3,497法人(同36.8%)

であり、800万円未満の法人で7割以上を占めている。一方、平均年間報酬額が2,000万円以上の法人も73法人あった。

表2-2-13 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数	有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	3,449	1,449	361	853	459	241	71	15
	財団	2,651	1,056	283	413	393	364	130	12
都道府 県所管	社団	8,634	5,861	1,581	1,007	157	18	8	2
	財団	8,167	4,981	1,280	1,303	409	97	53	44
合計		22,783	13,279	3,497	3,550	1,409	715	260	73
		全法人に占める比率(%)	58.3	15.3	15.6	6.2	3.1	1.1	0.3
		有給役員に占める比率(%)		36.8	37.4	14.8	7.5	2.7	0.8
前年合計		23,856	13,909	3,562	3,686	1,538	782	297	82
		全法人に占める比率(%)	58.3	14.9	15.5	6.4	3.3	1.2	0.3
		有給役員に占める比率(%)		35.8	37.1	15.5	7.9	3.0	0.8

また、所管官庁出身常勤役員がいる法人に限っての有給常勤役員の平均年間報酬額を示したものが表2-2-14である。400万円以上800万円未満の法人が1,457法人(所管官庁出身者がいる法人の44.4%)となっている。一方、平均年間報酬額が800万円以上の法人も1,040法人(31.7%)あった。

表2-2-14 所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		※ 法人数	所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	900	13	86	400	196	156	47	2
	財団	659	10	34	134	171	215	94	1
都道府 県所管	社団	862	52	332	440	36	1	1	0
	財団	895	105	162	502	113	13	0	0
合計		3,284	180	607	1,457	511	384	142	3
		全法人に占める比率(%)	5.5	18.5	44.4	15.6	11.7	4.3	0.1
		有給役員に占める比率(%)		19.6	46.9	16.5	12.4	4.6	0.1

※ 所管官庁出身常勤役員がいる法人数

(職員)

指導監督基準

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員(可能な限り常勤職員)を置くこと。

職員は、理事の職務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在であり、法人管理、事業執行その他多方面での実務を行っている。職員の中には、雇用関係にある者のほか、法人の名をもって対外的活動を行っている顧問、参与、専門委員等が含まれている。

職員数の規模別法人数を示したものが表2-2-15である。職員の合計は53万7,199人、1法人当たりの平均は23.6人、中央値は3人である。

規模別には、2～9人の法人が10,031法人（44.0%）と半数近くを占める。しかしながら、職員が1人の法人が3,945法人、職員がいない法人が2,724法人である一方、100人以上の職員がいる法人は910法人（4.0%）あり、500人以上の職員がいる法人も159法人あった。

特例民法法人概況調査では、職員のうち最低でも週3日以上出勤している者を常勤職員（パート、アルバイト等雇用形態は問わない。）としており、その合計は50万8,645人であり〔資料45〕、全職員数の約94.7%が常勤職員である。

表2-2-15 職員規模別法人数

所管官庁		法人数	職員規模別法人数					職員合計人数	職員平均人数	
			0人	1人	2～9人	10～49人	50～99人			100人以上
国所管	社団	3,449	156	433	2,048	679	64	69	79,915	23.2
	財団	2,651	172	351	1,091	659	167	211	118,513	44.7
都道府県所管	社団	8,634	1,067	1,937	4,033	1,304	147	146	98,007	11.4
	財団	8,167	1,352	1,229	2,883	1,756	448	499	246,865	30.2
合計		22,783	2,724	3,945	10,031	4,354	819	910	537,199	23.6
		比率(%)	12.0	17.3	44.0	19.1	3.6	4.0		
前年合計		23,856	2,816	4,114	10,585	4,539	859	943	554,144	23.2
		比率(%)	11.8	17.2	44.4	19.0	3.6	4.0		

国家公務員出身職員がいる法人数等数を示したのが表2-2-16である。国家公務員出身職員がいる国所管の特例民法法人は1,170法人（うち常勤職員がいる法人数は1,123法人）であり、国家公務員出身者数は7,402人（うち常勤職員は6,763人）となっている。

表2-2-16 国家公務員出身職員がいる法人数等数

所管官庁		法人数	国家公務員出身職員		うち常勤	
			法人数	職員数	法人数	職員数
国所管	社団	3,449	549	2,202	522	2,027
	財団	2,651	621	5,200	601	4,736
	合計	6,100	1,170	7,402	1,123	6,763

（評議員）

指導監督基準

財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事又は監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。

評議員の規模別法人数を示したものが表2-2-17である。特例財団法人のうち、評議員（会）制度を設けているのは8,971法人（83.2%）であった。このうち、国所管の特例財団法人では2,615法人（98.6%）が評議員（会）制度を設けているのに対し、都道府県所管の特例財団法人では6,392法人（78.3%）にとどまっている。

表2-2-17 評議員規模別法人数

所管官庁	法人数	評議員制度 有り法人数	評議員規模別法人数						評議員 合計人数	評議員 平均人数
			0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上		
国所管	2,651	2,615	587	1,186	447	170	94	131	50,164	19.2
都道府県所管	8,167	6,392	1,836	2,885	867	353	177	274	111,304	17.4
全体	10,780	8,971	2,419	4,056	1,307	517	269	403	160,579	17.9
	比率(%)	83.2	27.0	45.2	14.6	5.8	3.0	4.5		
前年合計	11,548	9,618	2,470	4,351	1,458	582	313	444	176,226	18.3
	比率(%)	83.3	25.7	45.2	15.2	6.1	3.3	4.6		

(注) 1 評議員平均人数は、評議員制度有りの法人についての平均。
2 評議員規模別法人数の割合は、評議員制度有りの法人に対する割合。

指導監督基準

評議員及び評議員会に関し、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

運用指針

- ・ 評議員の定数については、理事と同様、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同数程度以上であることが好ましい。
- ・ 同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要である。

特例財団法人の評議員のうち、所管官庁出身者が占める割合別法人数を示したのが表2-2-18である。

割合別法人数が25%以下の法人が8,343法人と全体の9割を超えるが、一方、50%を超える法人も127法人あった。

また、特例財団法人の評議員数と理事数の関係を示したものが表2-2-19である。評議員（会）制度を設けている法人については、理事と同数以上の評議員がいる場合が多い。

表2-2-18 特例財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数

所管官庁	評議員 制度有り 法人数	評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数						2分の1 以下	2分の1超	
		0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未 満	100%		単管	共管
国所管	2,615	1,746	579	284	4	0	2	2,609	5	1
都道府県所管	6,392	5,141	910	220	25	34	62	6,271	118	3
合計	8,971	6,867	1,476	501	29	34	64	8,844	123	4
	比率(%)	76.5	16.5	5.6	0.3	0.4	0.7			

表2-2-19 特例財団法人の評議員数と理事数の関係

		総数	理事数					
			0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上
	総数	10,780	5,209	4,552	781	176	48	14
評議員数	制度なし	1,809	985	738	73	10	2	1
	0~9人	2,419	2,137	267	12	2	1	0
	10~19人	4,056	1,778	2,212	59	6	1	0
	20~29人	1,307	224	832	238	12	0	1
	30~39人	517	47	258	160	49	3	0
	40~49人	269	18	117	85	26	21	2
	50人以上	403	20	128	154	71	20	10

注) 評議員制度の有無が不詳は、「制度なし」に含む。

2. 財務・会計の状況

(年間収入額)

特例民法法人の年間収入は、大きく分けて、

- ◆ 会費収入（旧民法上の社員及び賛助会員等からの会費収入を指す。）
- ◆ 財産運用収入（基本財産・運用財産の区分を問わず、財産の運用から得た収入を指す。）
- ◆ 寄付・補助金等収入（寄付金、補助金、助成金等の反対給付を伴わない性質の収入を指し、拠出元は個人、企業、公的機関等のいずれであってもよい。）
- ◆ 事業収入（事業活動を行った結果として得た収入を指す。なお、ここでいう事業は、定款上の目的事業である事業（指導監督上の公益事業）であっても、公益活動を行うために付随的に収益を目的として行う事業（指導監督上の収益事業）であってもどちらでもよい。）

等からなっている。この年間収入に、前年度からの繰越金（前期繰越収支差額）を加えたものが、当該年度の総収入となる。なお、年間支出に次年度への繰越金（次期繰越収支差額）を加えたものが当該年度における総支出であり、「総収入額＝総支出額」の関係になっている。

年間収入額の規模別法人数を示したものが表2-2-20である。これによると、年間収入額の合計は15兆5,837億円である。他方、少数ながらも収入規模の大きい法人も存在するため、一法人当たりの平均年間収入額は6億8,964万円となり、中央値の5,616万円と大きく隔たっている。

規模別に見ると、1千万円以上5千万円未満の法人が5,931法人（26.2%）と最多であり、以下、1億円以上5億円未満が5,456法人（24.1%）、1千万円未満が5,023法人（22.2%）と続く。

表2-2-20 年間収入額の規模別法人数

所管官庁	法人数	年間収入額の規模別法人数						年間収入合計金額 (百万円)	年間収入平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,436	276	1,038	676	976	203	267	3,273,915	953
	財団	2,641	304	527	283	705	276	546	4,848,468	1,836
都道府県所管	社団	8,532	2,159	2,665	926	2,039	360	383	2,209,364	259
	財団	8,106	2,310	1,705	835	1,790	529	937	5,331,951	658
合計	22,597	5,023	5,931	2,707	5,456	1,363	2,117	15,583,708	690	
	比率(%)	22.2	26.2	12.0	24.1	6.0	9.4			
前年合計	23,813	5,096	6,327	2,875	5,799	1,488	2,228	18,028,078	757	
	比率(%)	21.4	26.6	12.1	24.4	6.2	9.4			

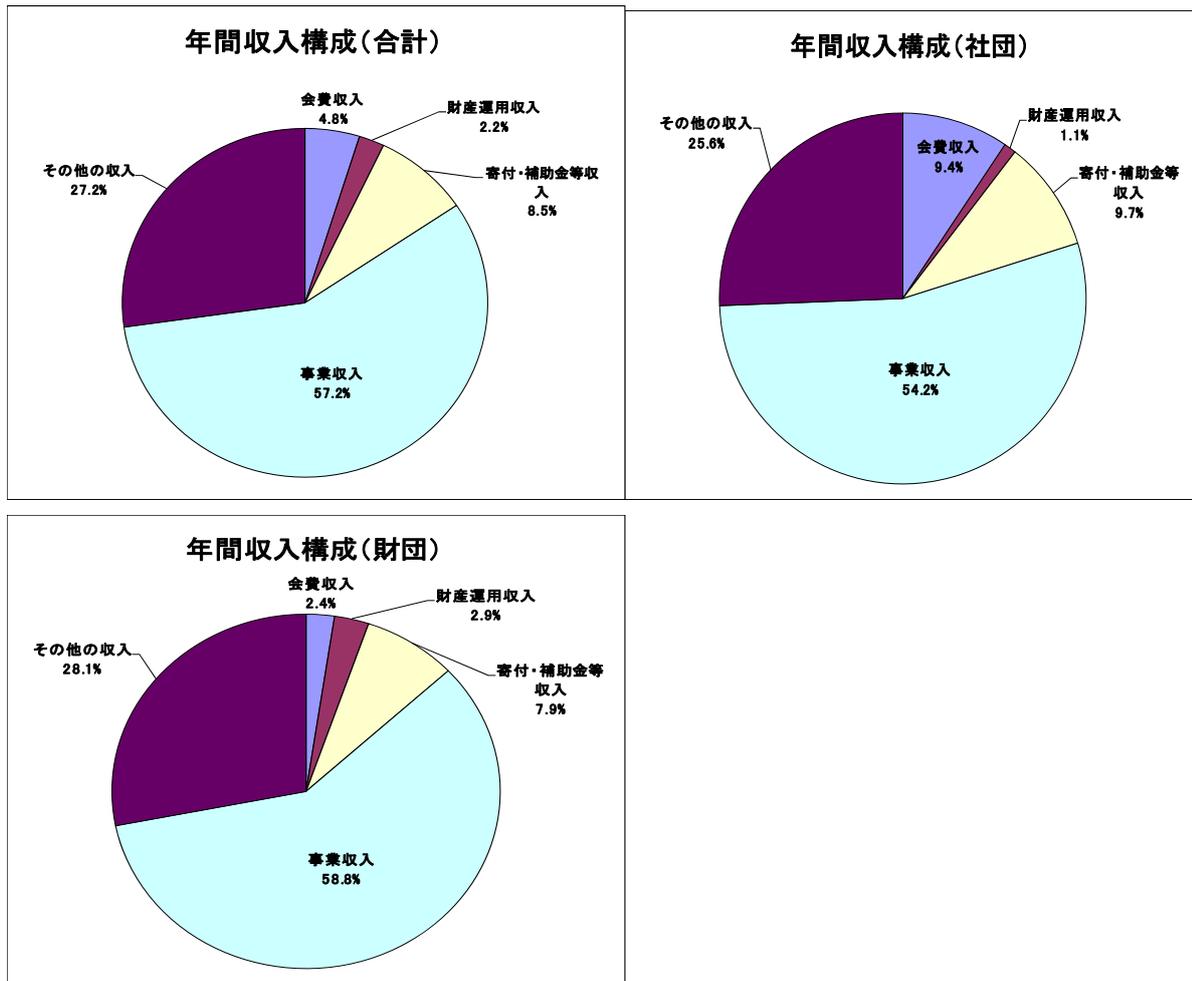
※ 特例民法法人は、従来、資金収支ベースで財務・会計書類を作成してきたところである。概況調査では、大多数の法人が適用している資金収支ベースの調査項目となっている。平成20年4月に公表された公益法人会計基準を先行的に適用した法人（186法人）については損益ベースで財務・会計書類を作成しており、本節の「2. 財務・会計の状況」の集計から除外した。

年間収入の構成を示したものが図表2-2-21である。特例社団法人、特例財団法人の双方において事業収入が年間収入の5割以上と最も多くを占めている。また、特例社団法人、特例財団法人を問わず、寄付金、行政や民間助成団体等からの補助金等も得ているが、これらの合計額が総額に占める割合は特例社団法人は9.7%、特例財団法人は7.8%である。

図表2-2-21 年間収入構成

(百万円)

		会費収入	財産運用収入	寄付金収入	補助金等収入	うち					事業収入	その他の収入	合計
						国から	都道府県から	市区町村から	独立行政法人等から	その他			
国所管	社団	339,066	38,675	15,818	270,510	181,409	40,421	3,041	19,099	26,503	1,725,694	884,085	3,273,915
	財団	120,765	166,129	122,640	264,217	110,635	49,864	33,957	24,597	45,139	2,768,434	1,406,139	4,848,468
都道府県所管	社団	176,303	19,955	5,191	238,267	25,982	56,169	51,834	78,537	25,694	1,253,481	516,747	2,209,364
	財団	117,902	124,107	39,616	370,137	22,796	185,309	146,800	4,206	10,924	3,235,711	1,441,263	5,331,951
合計		753,219	348,538	183,205	1,140,904	340,770	330,833	235,210	126,286	107,591	8,912,330	4,242,661	15,583,708
比率 (%)		4.8	2.2	1.2	7.3	2.2	2.1	1.5	0.8	0.7	57.2	27.2	100.0



(年間支出額)

特例民法法人の年間支出は、大きく分けて、

- ◆ 事業費（特例民法法人が事業遂行のために直接要する支出で管理費以外のものを指す。なお、ここでいう事業費には法人の目的事業（指導監督上の公益事業）のみならず、付随的に行う収益事業（指導監督上の収益事業）に支出された費用も含む。）
- ◆ 管理費（法人の各種の業務を管理するために、毎年度経常的に支出する経費を指す。）
- ◆ 事業に不可欠な固定資産取得支出（法人の各種の業務を遂行するために不可欠な什器備品等の固定資産の取得に要する経費を指す。）

等からなっており、土地の購入や退職給与引当預金の積立ても支出に当たる。これら当該年度に支出した合計が年間支出額であり、総収入額との差額が次年度への繰越金（次期繰越収支差額）となる。

年間支出額の規模別法人数を示したものが表2-2-22である。これによると、年間支出額の合計は15兆7,265億円、1法人当たりの平均は6億9,596万円、中央値は5,736万円であった。

年間支出の構成状況を示したものが図表2-2-23である。事業費が66.2%と大きな割合を占めている一方、管理費は7.0%となっている。

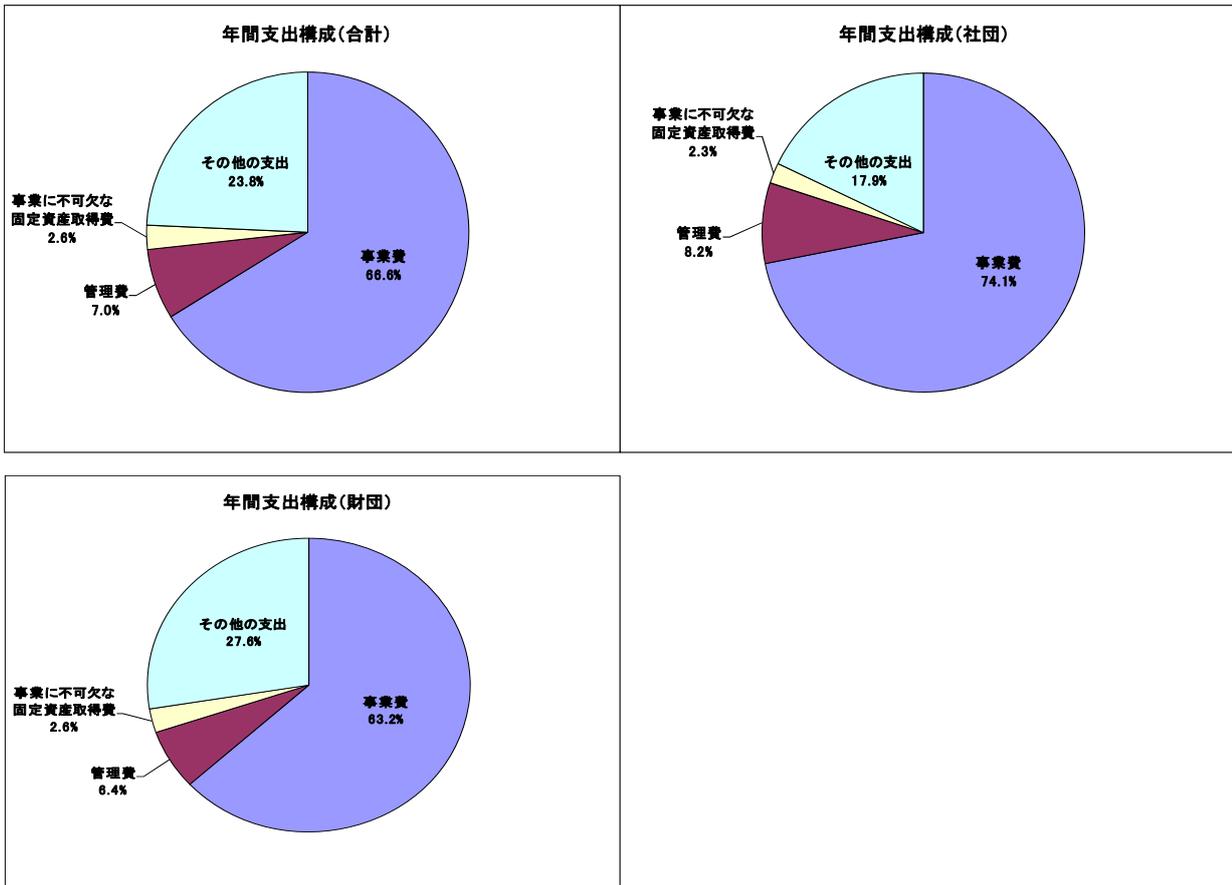
表2-2-22 年間支出額の規模別法人数

所管官庁	法人数	年間支出額の規模別法人数							年間支出合計金額 (百万円)	年間支出平均金額 (百万円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,436	260	1,035	688	974	209	270	3,175,253	924
	財団	2,641	277	527	299	708	276	554	5,087,634	1,926
都道府県所管	社団	8,532	2,110	2,723	940	2,020	360	379	2,203,194	258
	財団	8,106	2,273	1,728	853	1,794	524	934	5,339,097	659
合計		22,597	4,894	6,009	2,769	5,440	1,364	2,121	15,726,491	696
	比率(%)		21.7	26.6	12.3	24.1	6.0	9.4		
前年合計		23,813	5,033	6,330	2,900	5,818	1,511	2,221	17,831,814	749
	比率(%)		21.1	26.6	12.2	24.4	6.3	9.3		

図表2-2-23 年間支出構成

(百万円)

		事業費	管理費	事業に不可欠な 固定資産取得費	その他の支出	合計
国所管	社団	2,411,226	193,554	68,577	502,483	3,175,253
	財団	3,286,045	270,010	119,814	1,426,187	5,087,634
都道府県所管	社団	1,456,546	247,142	42,945	456,023	2,203,194
	財団	3,320,937	418,188	156,107	1,442,877	5,339,097
合計		10,412,188	1,121,762	383,179	3,822,844	15,726,491
比率(%)		66.2	7.1	2.4	24.3	100.0
前年合計		11,879,164	1,251,174	467,034	4,240,174	17,831,814
比率(%)		66.6	7.0	2.6	23.8	100.0



(公益法人の事業)

指導監督基準

公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

特例民法法人本来の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）の規模が総支出額の2分の1以上となっている法人は 10,066 法人で全法人の 44.5%であった（表2-2-24）。

表2-2-24 特例民法法人本来の事業費割合別法人数

所管官庁	法人数	特例民法法人本来事業費の総支出に占める割合別法人数				50%以上法人数合計	
		25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上		
国所管	社団	3,436	393	1,040	1,655	348	2,003
	財団	2,641	448	723	1,096	374	1,470
都道府県所管	社団	8,532	2,504	2,564	1,967	1,497	3,464
	財団	8,106	3,031	1,892	1,797	1,386	3,183
合計		22,597	6,351	6,180	6,485	3,581	10,066
	比率(%)		28.1	27.3	28.7	15.8	44.5
前年合計		23,813	6,772	6,607	6,658	3,776	10,434
	比率(%)		28.4	27.7	28.0	15.9	43.8

(管理費)

指導監督基準

管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

管理費の割合が、総支出額の2分の1以下となっている法人は20,870法人で全法人の92.4%であった(表2-2-25)。管理費の割合が総支出額の2分の1を超える法人に対しては、管理費のうち何が過大な負担となっているかを把握し、役職員の削減、事務所経費の見直し等により、管理費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。

表2-2-25 管理費の総支出に占める割合別法人数

所管官庁		法人数	管理費の総支出に占める割合別法人数				50%以下 法人数合計
			25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超	
国所管	社団	3,436	2,284	1,010	103	39	3,294
	財団	2,641	2,221	361	42	17	2,582
都道府 県所管	社団	8,532	5,374	2,403	632	123	7,777
	財団	8,106	6,143	1,176	513	274	7,319
合 計		22,597	15,939	4,931	1,275	452	20,870
		比率(%)	70.5	21.8	5.6	2.0	92.4
前 年 合 計		23,813	16,608	5,328	1,370	507	21,936
		比率(%)	69.7	22.4	5.8	2.1	92.1

(指導監督基準上の収益事業)

指導監督基準

公益法人が収益事業(付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

特例民法法人が健全な運営を維持し、公益活動を積極的に行うためには相応の収入が必要であることから、本来の公益活動の実施に充てるため、収入確保の一方法として収益事業を行うことも認められている。したがって、収益事業は、あくまで本来の公益事業に付随して行われるべき性格のものであり、指導監督基準では、収益事業の規模、業種、利益の使用等について定められているほか、収益事業を行う場合には事業計画書に明記し、他の事業と区分して経理を行うことが求められている。

一方、法人税法上も「収益事業」の規定があるが、これは、法人税法施行令〔昭和40年政令第97号〕に定められた課税対象となる34業種（平成20年4月30日に法人税法施行令が改正され、課税対象が1業種追加され34業種となった。）を指すものであり、その目的は問わないものである。

指導監督基準上の収益事業収入及び収益事業費の状況を示したものが表2-2-26である。これによると、収益事業収入のない法人が17,216法人で、全法人の4分の3を占めている。収益事業を行っている法人の収益事業収入の合計金額は1兆857億円（前年比363億円増）であり、1法人当たりの平均金額は9,969万円であった。また、収益事業収入のある法人における中央値は4,064万円であった。

次に、収益事業に支出した費用を見ると、合計で8,736億円であり、収入が支出を2,121億円上回っている。

表2-2-26 指導監督基準上の収益事業収入額規模別法人数及び収益事業費規模別法人数

■収益事業収入額規模別法人数

所管官庁	法人数	収益事業収入額規模別法人数						収益事業収入合計金額 (百万円)	収益事業収入平均金額 (百万円)	
		0	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上			
国所管	社団	3,436	2,602	443	218	63	85	25	61,806	18
	財団	2,641	2,127	142	158	56	106	52	134,159	51
都道府県所管	社団	8,532	6,639	879	487	182	258	87	217,955	26
	財団	8,106	5,939	761	575	221	394	216	677,577	84
合計		22,597	17,216	2,218	1,431	517	838	377	1,085,729	48
	比率(%)		76.2	9.8	6.3	2.3	3.7	1.7		
前年合計		23,813	18,140	2,303	1,500	592	891	387	1,049,442	44
	比率(%)		76.2	9.7	6.3	2.5	3.7	1.6		

■収益事業費規模別法人数

所管官庁	法人数	収益事業費規模別法人数						収益事業費合計金額 (百万円)	収益事業費平均金額 (百万円)	
		0	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上			
国所管	社団	3,436	2,709	417	171	55	68	16	48,413	14
	財団	2,641	2,202	124	140	58	79	38	84,850	32
都道府県所管	社団	8,532	7,044	656	411	146	218	57	163,235	19
	財団	8,106	6,319	594	474	201	346	172	580,472	72
合計		22,597	18,180	1,784	1,188	457	707	281	873,571	39
	比率(%)		80.5	7.9	5.3	2.0	3.1	1.2		
前年合計		23,813	19,134	1,865	1,269	491	750	304	838,615	35
	比率(%)		80.4	7.8	5.3	2.1	3.1	1.3		

表2-2-27 指導監督基準上の収益事業費の総支出額に占める割合別法人数

所管官庁	法人数	指導監督上の収益事業費の総支出額に占める割合				50%以下 法人数計	
		25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%以上		
国所管	社団	3,436	3,327	72	27	10	3,399
	財団	2,641	2,544	64	26	7	2,608
都道府 県所管	社団	8,532	7,914	308	217	93	8,222
	財団	8,106	7,422	313	193	178	7,735
合 計		22,597	21,093	754	462	288	21,847
	比率(%)		93.3	3.3	2.0	1.3	96.7
前 年 合 計		23,813	22,262	773	479	299	23,035
	比率(%)		93.5	3.2	2.0	1.3	96.7

(法人税法上の収益事業)

特例民法法人が法人税法上の収益事業を開始した場合には、開始した日以後2か月以内に、収益事業開始届出書を所轄税務署長に提出しなければならない。法人税法上の収益事業の届出の有無及び収益事業の届出がある場合の収益事業における収入額ごとの法人数を示したものが表2-2-28である。これによると、9,409法人(41.6%)が法人税法上の収益事業を行っている。

表2-2-28 法人税法上の収益事業届出額規模別法人数

所管官庁	法人数	収益事業 届出なし 法人数	法人税法上の収益事業届出額規模別法人数						収益事業届 出合計金額 (百万円)	収益事業届 出平均金額 (百万円)	
			0	100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,436	1,458	87	64	617	790	339	81	645,405	326
	財団	2,641	1,234	125	35	126	406	451	264	1,569,372	1,115
都道府 県所管	社団	8,532	5,880	447	142	537	923	536	67	500,782	189
	財団	8,106	4,681	504	114	502	974	1,001	330	3,240,885	946
合 計		22,597	13,188	1,161	355	1,775	3,082	2,308	728	5,901,084	627
	比率(%)		58.4	5.1	1.6	7.9	13.6	10.2	3.2		
前 年 合 計		23,813	14,038	865	355	1,939	3,343	2,472	801	5,298,122	542
	比率(%)		59.0	3.6	1.5	8.1	14.0	10.4	3.4		

(注) 収益事業届出平均金額は、収益事業届出法人数に対する平均金額。

特例民法法人が法人税法施行令に定められた 34業種のいずれの事業を実施しているかについて示したものが表2-2-29である。特例民法法人概況調査では、主たる事業を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数よりも多くなっている。

表2-2-29 法人税法上の収益事業種類別法人数

	社 団	財 団	合 計		社 団	財 団	合 計
物品販売業	1,264	1,326	2,590	代理業	803	85	888
不動産販売業	5	11	16	仲立業	33	19	52
金銭貸付業	9	59	68	問屋業	6	4	10
物品貸付業	33	95	128	鋳業	1	1	2
不動産貸付業	563	835	1,398	土石採取業	3	2	5
製造業	24	54	78	浴場業	5	56	61
通信業	16	29	45	理容業	1	2	3
運送業	10	10	20	美容業	0	1	1
倉庫業	0	6	6	興行業	106	307	413
請負業	1,485	1,452	2,937	遊技所業	33	67	100
印刷業	24	20	44	遊覧所業	9	31	40
出版業	579	465	1,044	医療保健業	540	352	892
写真業	16	23	39	技芸教授業	124	186	310
席貸業	135	302	437	駐車場業	124	313	437
旅館業	41	297	338	信用保証業	7	8	15
飲食店業	57	282	339	無体財産提供業	61	59	120
周旋業	86	36	122	労働者派遣業	30	1	31
				合 計	6,233	6,796	13,029

(資産額)

資産とは、法人の有している財貨及び債権等を指し、貸借対照表においては、資産の部に流動資産又は固定資産として計上される。

資産額の規模別法人数を示したものが表2-2-30である。これによると、資産額の合計は 58 兆 3,848 億円、1 法人当たりの平均は 25 億 8,374 万円、中央値は 1 億 892 万円であった。ただし、この中には債務保証事業を主たる事業とし、巨額の資産を計上している法人が含まれていることから、平均額が大きく引き上げられている。これらの法人は、保証債務額及び保証債務見返りを貸借対照表の負債及び資産の部に両建てで計上しているが、これらは偶発債務（現実には発生していない債務であるが、将来的に負担する可能性のあるもの）の一種であり、実態を伴わない負債・資産とも考えられる。

表2-2-30 資産額規模別法人数

所管官庁	法人数	資産額規模別法人数						資産合計金額 (百万円)	資産平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,436	343	1,002	545	935	224	387	22,434,687	6,529
	財団	2,641	85	186	146	698	423	1,103	17,560,134	6,649
都道府県所管	社団	8,532	2,043	2,716	1,129	1,665	396	583	5,614,304	658
	財団	8,106	420	1,301	1,114	2,899	821	1,551	12,904,018	1,592
合 計		22,597	2,880	5,170	2,919	6,167	1,860	3,601	58,384,820	2,584
	比率(%)		12.7	22.9	12.9	27.3	8.2	15.9		
前 年 合 計		23,813	2,919	5,439	3,053	6,526	1,975	3,901	62,002,298	2,604
	比率(%)		12.3	22.8	12.8	27.4	8.3	16.4		

(負債額)

負債とは、法人が負っている債務を指し、貸借対照表においては、負債の部に流動負債又は固定負債

債として計上される。この中には、金銭債務や役務債務（未払金、前受金）のほか、退職給与引当金のような会計上の債務も含まれる。

負債額の規模別法人数を示したものが表2-2-31である。これによると、負債額の合計は40兆565億円、1法人当たりの平均は17億7,265万円、中央値は813万円であった。平均値と中央値との差が大きいのは、前記資産額の場合と同様の理由による。

資産額と同様、多くの法人の負債額は小さく、1千万円未満の法人が12,266法人（54.3%）、1千万円以上5千万円未満の法人が4,584法人（20.3%）と7割以上の法人が5千万円未満であった。

表2-2-31 負債額規模別法人数

所管官庁	法人数	負債額規模別法人数						負債合計金額 (百万円)	負債平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,436	1,571	920	309	416	61	159	18,998,060	5,529
	財団	2,641	1,082	461	218	477	129	274	10,353,515	3,920
都道府県所管	社団	8,532	5,258	1,797	525	605	132	215	3,927,431	460
	財団	8,106	4,405	1,438	546	912	228	577	6,829,413	843
合計	22,597	12,266	4,584	1,582	2,400	546	1,219	40,056,505	1,773	
	比率(%)	54.3	20.3	7.0	10.6	2.4	5.4			
前年合計	23,813	12,919	4,877	1,614	2,516	588	1,299	42,124,598	1,769	
	比率(%)	54.3	20.5	6.8	10.6	2.5	5.5			

（正味財産額）

正味財産とは、資産から負債を引いた純資産のことである。

正味財産額の規模別法人数を示したものが表2-2-32である。これによると、正味財産額の合計は18兆3,328億円、1法人当たりの平均は8億1,130万円、中央値は7,780万円である。平均値と中央値との差は、資産額及び負債額の場合と比べると小さい。

規模別に見ると、5千万円未満の法人が9,618法人（42.6%）と約4割を占める一方で、10億円以上の法人も2,733法人（12.1%）あり、100億円以上の正味財産を有する法人も287法人ある。

表2-2-32 正味財産額規模別法人数

所管官庁	法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産合計金額 (百万円)	正味財産平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,436	603	1,059	506	816	168	284	3,434,767	1,000
	財団	2,641	136	198	166	759	416	966	7,204,362	2,728
都道府県所管	社団	8,532	2,756	2,684	956	1,421	349	366	1,700,278	199
	財団	8,106	699	1,539	1,150	2,762	819	1,137	6,069,774	749
合計	22,597	4,161	5,457	2,765	5,736	1,745	2,733	18,332,840	811	
	比率(%)	18.4	24.1	12.2	25.4	7.7	12.1			
前年合計	23,813	4,183	5,850	2,865	6,064	1,857	2,994	19,997,981	840	
	比率(%)	17.6	24.6	12.0	25.5	7.8	12.6			

（正味財産増減額）

正味財産増減額とは、事業活動の遂行や資産運用による正味財産額の増減を指す。特例民法法人の純資産である正味財産の前年度に比した増減額（正味財産増減額）を示したものが表2-2-33である。これによると、正味財産増減額の合計は6,012億円増加、1法人当たりの平均は2,661万円増加、中央値は1万円であった。

表2-2-33 正味財産増減額規模別法人数

所管官庁		法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産増減合計金額 (百万円)	正味財産増減平均金額 (百万円)
			減少		一定又は増加					
			1千万円以上	1千万円未満	0又は100万円未満	100万円以上1千万円未満	1千万円以上1億円未満	1億円以上		
国所管	社団	3,436	556	1,286	486	668	340	100	215,664	63
	財団	2,641	795	591	217	348	403	287	378,071	143
都道府県所管	社団	8,532	604	3,161	2,026	1,928	673	140	5,244	1
	財団	8,106	1,010	2,463	1,623	1,607	1,023	380	3,508	0
合計		22,597	2,946	7,445	4,347	4,536	2,422	901	601,198	27
		比率(%)	13.0	32.9	19.2	20.1	10.7	4.0		
前年合計		23,813	3,317	7,873	4,486	4,836	2,501	800	-371,290	-16
		比率(%)	13.9	33.1	18.8	20.3	10.5	3.4		

(内部留保の状況)

指導監督基準

いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。
 なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除したものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

運用指針

(内部留保の)水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資産運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

内部留保とは、営利法人の場合、営業活動により獲得した利益のうち、株主等の法人外部の者に分配せずに内部に留保したものである。

特例民法法人の場合は、営利法人と異なり、利益の分配が禁止されていること等から、営利法人と同様の内部留保の定義を行うことは適当ではない。このため、特例民法法人の内部留保は、資産の総額から事業遂行に直接必要と考えられる5つの類型化された資産の額等を控除することにより算出することとされている(貸借対照表における資産・負債の構成によっては内部留保がマイナス値になることがあるが、必ずしも債務超過に陥っていることを表すものではない。)

特例民法法人の事業については、本来、単年度で大幅な黒字となるものではなく、その財産については、基本的に、公益事業の実施など公益目的に使用することが求められる。したがって、特例民法

法人が内部留保を過大に有することは適当ではないことから、指導監督基準では、内部留保については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすることとされている。

内部留保額の状況を示したものが表2-2-34である。これによると、内部留保額の合計はマイナス5,091億円、1法人当たりの平均はマイナス2,253万円、中央値は1,000万円であった。合計及び平均がマイナス値であるのは、一部の特例民法法人において、貸借対照表における資産・負債の構成上、内部留保額が大きくマイナス値であるためである。

また、運用指針で望ましい内部留保の水準として定めている「原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資産運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下」という水準は、一つの指標として定められたものであり、実際には事業内容や資産規模、その時々々の経済社会情勢の変動に伴う会員数の増減等により、各特例民法法人について妥当と考えられる内部留保の水準は異なると考えられる。したがって、内部留保の水準が30%を超過することが直ちに是正指導の対象となるものではないが、指導監督基準の趣旨を踏まえ、内部留保に係る財産が公益目的に使用されるよう、所管官庁において適切な指導監督が行われることが必要である。

内部留保の水準の状況を示したものが表2-2-35である。これによると、30%以下の水準にある法人は13,206法人（58.4%）であった。

表2-2-34 内部留保額規模別法人数

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)	
		-1千万円 以下	-1千万円 以上 0円 未満	0円 以上 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円以上			
国所管	社団	3,436	109	102	188	1,069	1,456	512	199,884	58
	財団	2,641	199	68	161	504	1,010	699	-95,119	-36
都道府 県所管	社団	8,532	467	299	996	2,960	2,961	849	-68,272	-8
	財団	8,106	874	344	954	2,100	2,641	1,193	-551,809	-68
合 計	22,597	1,641	807	2,274	6,600	8,039	3,236	-509,147	-23	
	比率(%)	7.3	3.6	10.1	29.2	35.6	14.3			
前 年 合 計	23,813	1,742	881	2,413	6,883	8,411	3,483	-515,663	-22	
	比率(%)	7.3	3.7	10.1	28.9	35.3	14.6			

表2-2-35 内部留保の水準別法人数

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上	
国所管	社団	3,436	2,379	879	171	7
	財団	2,641	1,813	593	204	31
都道府 県所管	社団	8,532	4,579	2,238	1,509	206
	財団	8,106	4,513	1,474	1,628	491
合 計	22,597	13,206	5,165	3,492	734	
	比率(%)	58.4	22.9	15.5	3.2	
前 年 合 計	23,813	13,822	5,462	3,763	766	
	比率(%)	58.0	22.9	15.8	3.2	

(注)1 内部留保の水準 = $\frac{\text{内部留保額}}{\text{事業費} + \text{管理費} + \text{固定資産取得費}} \times 100$

2 事業費+管理費+固定資産取得費=0となる場合は、分母に便宜的に1(千円)を代入して計算している。

3 内部留保額が0未満の場合等においては、内部留保水準が0%未満になることがある。

3. その他

(株式保有の状況)

指導監督基準

1. 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。
2. 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
 - ① 1における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
3. 2により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
4. 2の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

指導監督基準では、運用財産の管理運用（公開市場を通じる等ポートフォリオ運用（リスク分散した投資手段）であることが明らかな場合）又は特例財団法人において基本財産として寄附された場合を除いて株式（有限会社の持分を含む。）を保有することが原則として禁止されている。また、株式の保有が認められる場合であっても、特例民法法人が営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は2分の1を超えてはならないとされている。

株式の保有の状況を示したものが表2-2-36である。株式を保有していない法人が21,212法人と、全体の9割以上を占めている。株式を保有している1,571法人の中で、ポートフォリオ運用を行っている法人が382法人、基本財産として保有している財団法人が781法人、法律による指定で保有している法人数が9法人、その他の理由で保有している法人が581法人であった。

表2-2-36 株式の保有状況別法人数

所管官庁		全法人数			財団法人のみ対象		全法人（社団法人+財団法人）が対象					
		全法人数	保有なし法人数	割合(%)	基本財産	割合(対財団法人%)	ポートフォリオ運用	割合(%)	法律による指定	割合(%)	その他	割合(%)
国所管	社 団	3,449	3,301	95.7	-	-	24	0.7	1	0.0	124	3.6
	財 団	2,651	2,211	83.4	313	11.8	140	5.3	2	0.1	67	2.5
	合 計	6,100	5,512	90.4	313	-	164	2.7	3	0.0	191	3.1
都道府県所管	社 団	8,634	8,367	96.9	-	-	54	0.6	2	0.0	220	2.5
	財 団	8,167	7,446	91.2	468	5.7	165	2.0	4	0.0	174	2.1
	合 計	16,801	15,813	94.1	468	-	219	1.3	6	0.0	394	2.3
全体	社 団	12,003	11,591	96.6	-	-	78	0.6	3	0.0	341	2.8
	財 団	10,780	9,621	89.2	781	7.2	304	2.8	6	0.1	240	2.2
	合 計	22,783	21,212	93.1	781	-	382	1.7	9	0.0	581	2.6
前年全体合計		23,856	22,147	92.8	877	-	416	1.7	9	0.0	603	2.5

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

指導監督基準においては、閣議決定のあった平成8年の時点で株式を保有していた法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものについては、保有している法人名、保有している理由など、その実態を明らかにすることとされている。これに基づき、平成22年12月1日現在で処分が困難な株式等を保有している特例民法法人を調査した結果は、資料63のとおりである。

(情報公開の状況)

指導監督基準

1. 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 役員名簿
- ③ (社団法人の場合) 社員名簿
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

2. 所管官庁においては、1に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

我が国の社会経済において重要な役割を担い、相応の社会的責任を有する特例民法法人が情報を開示する必要があるとの観点から、指導監督基準では、業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することとされている。

情報公開を求められる各項目の公開率の平均は87.6%であった(表2-2-37)。

表2-2-37 情報公開の状況

所管官庁	定款又は寄附行為	役員名簿	平成21年度書類						平成22年度書類		平均	
			事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書		
国所管	社団	99.5	99.5	98.6	97.8	98.0	98.4	98.4	93.2	98.6	98.3	98.0
	財団	98.8	98.9	96.5	95.1	95.8	96.2	95.7	-	96.1	95.7	96.6
	合計	99.2	99.2	97.6	96.6	97.0	97.5	97.3	93.2	97.5	97.2	97.1
都道府県所管	社団	90.1	91.5	86.1	84.8	76.9	81.4	83.4	75.2	86.5	85.5	83.9
	財団	89.6	89.3	85.7	84.5	79.1	83.1	84.5	-	85.5	85.4	85.2
	合計	89.8	90.4	85.9	84.6	78.0	82.2	84.0	75.2	86.0	85.5	84.1
全体	社団	92.8	93.7	89.6	88.4	82.8	86.1	87.6	80.3	89.9	89.1	88.1
	財団	91.8	91.6	88.3	87.1	83.2	86.3	87.2	-	88.0	87.9	87.9
	合計	92.3	92.7	89.0	87.8	83.0	86.2	87.4	80.3	89.0	88.5	87.6
前年全体合計		92.7	93.1	89.1	88.0	82.9	86.2	87.6	80.5	89.1	88.7	87.9

(注) 1 平均は、定款又は寄附行為・役員名簿・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の公開割合の単純平均。
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

また、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、各府省は所管特例民法法人に対し、最新の業務・財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請している。また、都道府県においても、同様の要請が行われている。

平成22年12月1日時点のホームページ開設状況を示したものが表2-2-38である。これによると、国所管法人のホームページ開設率は89.9%（前年比1.1ポイント増）、都道府県所管法人のホームページ開設率は60.0%（前年比2.1ポイント増）であった。

表2-2-38 ホームページの開設及び項目別掲載状況

所管官庁	法人種別	法人数	開設法人数		定款・寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書
			割合(%)											
国所管	社団	3,449	3,166	91.8	81.6	84.3	79.4	78.5	77.2	79.1	76.0	63.3	79.3	78.8
	財団	2,651	2,316	87.4	77.1	80.5	74.5	71.6	73.4	74.5	71.4	-	73.4	71.7
	合計	6,100	5,482	89.9	79.6	82.7	77.2	75.5	75.6	77.1	74.0	63.3	76.8	75.7
都道府県所管	社団	8,634	5,684	65.8	24.8	36.3	21.4	18.3	16.5	17.5	16.3	20.9	23.0	18.0
	財団	8,167	4,399	53.9	30.7	32.2	28.6	27.0	27.6	28.8	26.2	-	28.9	27.1
	合計	16,801	10,083	60.0	27.7	34.3	24.9	22.5	21.9	23.0	21.1	20.9	25.9	22.4
全体	社団	12,003	8,774	73.1	40.7	49.7	37.5	35.1	33.4	34.7	33.0	32.8	38.7	34.9
	財団	10,780	6,683	62.0	41.9	43.9	39.7	37.8	38.7	39.9	37.2	-	39.6	37.9
	合計	22,783	15,457	67.8	41.3	47.0	38.6	36.4	35.9	37.2	34.9	32.8	39.2	36.3
前年全体合計		23,856	15,776	66.1	40.0	45.3	37.4	35.2	34.6	35.8	33.7	29.9	37.9	35.1

(注) 1 「法人数」及び「開設法人数」の「合計」は、共管重複分を除く実数。
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

(所管官庁への書類提出状況)

所管官庁は、所管法人の事業の実施状況、財務・会計の状況等の把握を行い、適切な指導監督を行うための基礎資料を得るため、事業計画書、収支予算書、事業報告書、計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）等の書類の提出を所管法人に対して義務付けている。

所管官庁への書類提出状況を示したものが表2-2-39である。

表2-2-39 所管官庁への書類提出状況

所管官庁	法人種別	平成20年度書類						平成21年度書類		平均
		事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
国所管	社団	99.3	98.8	98.7	99.1	99.2	94.1	99.2	99.2	98.4
	財団	97.5	96.9	97.2	97.5	97.5	-	97.5	97.5	97.6
	合計	98.5	97.9	98.0	98.4	98.5	94.1	98.5	98.5	97.5
都道府県所管	社団	96.7	95.9	84.9	91.2	94.4	81.7	96.4	96.4	92.1
	財団	95.4	95.1	87.5	92.4	94.7	-	94.3	95.1	93.4
	合計	96.1	95.5	86.2	91.8	94.5	81.7	95.4	95.8	92.1
全体	社団	97.5	96.7	89.0	93.5	95.8	85.3	97.2	97.2	94.0
	財団	96.0	95.5	90.0	93.7	95.4	-	95.2	95.7	94.6
	合計	96.7	96.2	89.5	93.6	95.6	85.3	96.2	96.5	93.8
前年全体合計		96.9	96.5	89.1	93.5	95.7	85.7	96.4	96.7	93.8

(注) 1 平均は、事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の提出割合の単純平均。
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

（立入検査の実施状況）

所管官庁は、職権をもって調査（立入検査）を行うことができることとなっている。立入検査は、通常、特例民法法人の目的となっている事業の実施状況、財務内容、会計処理状況等を、必要に応じて、実地に検査し把握するために行われるものである。

立入検査は、法人の日常業務に接することができることから、指導監督の有効な手段の一つであり、「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、少なくとも3年に1回は立入検査を実施する等の定期的な実施等が定められている。

表2-2-40は、平成22年度特例民法法人概況調査によって集められた平成21年度までのデータ（平成22年12月1日現在）に基づく過去3年間における立入検査の実施状況を示したものである。

表2-2-40 立入検査の実施状況

所管官庁	立入検査の実施状況 (%)			
	19年度	20年度	21年度	19~21年度
国 所 管 合 計	43.9	39.1	41.7	96.7
都 道 府 県 所 管 合 計	32.9	29.8	31.4	72.9
全 体	36.0	32.4	34.3	79.5

(注) 1 本表は、各年度で所管している法人に関するものである。

2 「19年度」は平成19年度法人数（平成19年10月1日以前に設立された法人数（延べ数））を、「20年度」は平成20年度法人数（平成20年12月1日以前に設立された法人数（延べ数））を、「21年度」は平成21年度法人数（平成21年12月1日以前に設立された法人数（延べ数））を、「19~21年度」（3年間に1度以上実施）は平成22年度法人数（延べ数）を用いて割合を計算。

同申合せに基づき、平成22年度中に各府省が行った国所管法人に対する立入検査の実施状況を示したものが表2-2-41である。これによると、各府省が立入検査を行った法人は延べ2,653法人で、延べ所管法人数全体（6,522法人）の40.7%であった。このうち改善すべき点があった法人数は1,358法人（立入検査を実施した法人の51.2%）であった。各府省の判断により改善すべき点があるとされた主な指摘事項としては、以下のものが挙げられるが、これらについては、各府省から法人に対し、改善のための指導を適切に行っているところである。

- ◆ 公益事業の規模が総支出額の2分の1に満たない
- ◆ 内部留保の水準が高い
- ◆ 事務処理等に関する規程が整備されていない
- ◆ 情報公開対応が適切に行われていない
- ◆ 同一業界理事が2分の1以上

また、平成20年度から22年度に各府省が立入検査を行った法人は延べ6,352法人で、延べ所管法人数全体（6,522法人）の97.4%であった。

各府省においては、同申合せに基づき、今後とも計画的かつ効果的な立入検査を行っていくことが必要である。

表2-2-41 平成22年度における国所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況

(平成23年3月31日現在)

府 省 名	所管法人数	平成22年度立入検査実施法人数		平成20年度～22年度立入検査実施法人数	平成20年度～22年度立入検査実施率(%) (平成20～22年度実施法人数/所管法人数×100)
		平成22年度に改善すべき点のあった法人数			
内 閣 府	69	32	23	69	100.0
警 察 庁	45	39	5	45	100.0
金 融 庁	122	29	25	118	96.7
消費者庁	12	5	5	※ 12	100.0
総 務 省	274	66	41	271	98.9
法 務 省	130	75	33	130	100.0
外 務 省	194	56	13	189	97.4
財 務 省	695	455	167	693	99.7
文部科学省	1,735	574	383	1,625	93.7
厚生労働省	956	324	140	924	96.7
農林水産省	401	259	187	401	100.0
経済産業省	714	228	99	705	98.7
国土交通省	1,069	460	205	1,065	99.6
環 境 省	85	47	28	84	98.8
防 衛 省	21	4	4	21	100.0
合 計	6,522	2,653	1,358	6,352	97.4

- (注) 1 各府省の立入検査の頻度は、年1回、2年に1回、3年に1回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。
 2 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。
 3 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。
 4 平成20年度～22年度立入検査実施率は、各府省の所管法人数のうち少なくとも1回以上実施した法人の割合である。なお、各府省の未実施の法人は、東日本大震災、解散予定、法人業務の都合等により実施困難等となった法人である。
 ※ 消費者庁は平成21年9月発足のため、平成20年4月1日～平成21年8月31日に立入検査を実施した法人数は、移管前の府省庁等の実績によるものである。

(平成23年3月31日現在)

府 省 名	平成22年度に改善すべき点のあった法人数	平成22年度に改善すべき点のあった法人数			その他
		法人運営面で改善すべき点のあった法人数	事業の内容・実施等の面で改善すべき点のあった法人数	財務・会計面で改善すべき点のあった法人数	
内 閣 府	23	15	6	17	3
警 察 庁	5	0	2	4	0
金 融 庁	25	21	8	16	0
消費者庁	5	4	2	4	0
総 務 省	41	30	19	26	0
法 務 省	33	9	7	27	4
外 務 省	13	11	5	11	0
財 務 省	167	82	43	106	0
文部科学省	383	268	104	297	0
厚生労働省	140	95	34	97	0
農林水産省	187	168	38	121	7
経済産業省	99	71	21	71	0
国土交通省	205	93	79	131	0
環 境 省	28	18	6	16	0
防 衛 省	4	4	0	1	0
合 計	1,358	889	375	945	14

- (注) 1 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無や指摘事項の内訳の内容についても各府省がそれぞれ判断を行っている。
 2 複数の面で改善すべき点があった法人が存在するため、各内訳の合計と「平成22年度に改善すべき点のあった法人数」とは一致しない。
 3 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。

（休眠法人及び所管不明法人）

これまでに説明した特例民法法人は、基本的には、所管官庁の監督の下、現在活動している特例民法法人の数であり、これ以外に、「休眠法人」及び「所管不明法人」が存在している。

休眠法人及び所管不明法人の存在は、買収等により役員に就任した者による目的外事業の実施や、税法上の優遇措置を利用した収益事業の実施など、特例民法法人制度の悪用を招くおそれがあるものであり、このような法人に対しては、迅速かつ適切な対応が必要である。

このうち、休眠法人とは、次のような要件等を総合的に勘案して、所管官庁によって認定されたものである。

- 引き続き3年以上事業を行っていないこと
- 理事が存在しないこと又はその任期が3年以上前に満了していること
- 各省庁等への報告、届出等を引き続き3年以上怠っていること

これらの休眠法人については、「休眠法人の整理に関する統一的基本準」（昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定）等に基づき、整理促進を図っているところである。

表2-2-42 休眠法人数の推移

	平成12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
国所管	7	6	6	6	6	10	10	6	7	9	14
都道府県所管	224	214	202	143	133	135	132	134	138	136	125
合計	231	220	208	149	139	145	142	140	145	145	139

（注）平成19年までは各年10月1日現在、平成20年以降は12月1日現在

一方、所管不明法人とは、先の大戦の社会的混乱等種々の理由から、各官庁においては把握されていなかったが、登記はされていたものである。旧総理府が平成7年度に調査を実施した結果、全国で約1,860の所管不明法人が存在することが明らかとなった。これらの法人については、登記簿に記載されている各法人の目的と各省庁の所掌事務等を考慮して所管の割振りが行われ、割り振られた所管官庁において処理を進めてきたところである。平成22年12月1日現在の整理状況を調査したところ、処理が終了・確定したものは92.7%（1,740法人）となっている。各所管官庁においては、引き続き未処理の所管不明法人の早急な処理に取り組む必要がある。

図表2-2-43 所管不明法人の処理状況

	割振法人数	未処理のもの				処理を終了、又は存続が確定したもの					
		理事確認中等	設立許可取消中等	自主解散指導中等	その他	設立許可取消	自主解散	存続	その他		
国所管 （割合）	489	18 (3.7)	1 (0.2)	5 (1.0)	9 (1.8)	3 (0.6)	471 (96.3)	428 (87.5)	14 (2.9)	24 (4.9)	5 (1.0)
知事部局所管 （割合）	894	62 (6.9)	8 (0.9)	19 (2.1)	21 (2.3)	14 (1.6)	832 (93.1)	622 (69.6)	98 (11.0)	107 (12.0)	5 (0.6)
教育委員会所管 （割合）	499	57 (11.4)	15 (3.0)	7 (1.4)	20 (4.0)	15 (3.0)	442 (88.6)	339 (67.9)	43 (8.6)	55 (11.0)	5 (1.0)
合計 （割合）	1,877	137 (7.3)	24 (1.3)	31 (1.7)	50 (2.7)	32 (1.7)	1,740 (92.7)	1,384 (73.7)	155 (8.3)	186 (9.9)	15 (0.8)

（注）各府省から提出された資料を内閣府が整理したものであり、原則として平成21年12月1日現在の状況。

合計は共管を除いた実数である。